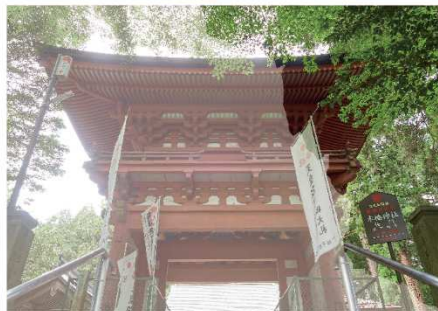


矢板市景観計画



令和4年11月
栃木県矢板市

矢板市景観計画 市長あいさつ



矢板市は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育ててきた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を育み発展させながら、生活や産業を営んできました。

先人たちが引き継いできたこれらの景観は、私達の生活に潤いと安らぎを与え、ふるさとに対する誇りと愛着を育む、私達の共通の財産です。

これらの豊かな自然環境と歴史・文化的環境を生かし、市民・事業者・行政が協働した「矢板らしい景観」を保全・形成・活用し、美しく風格ある国土の形成、潤いのある生活環境や活力ある地域社会の実現を目指していく必要があります。

そのため、本市では、令和2年4月1日に景観行政団体となり、このたび良好な景観形成に向けた取組を総合的かつ一体的に推進していくことを目的に「矢板市景観計画」を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき矢板らしい景観が、私たち一人一人の資産となり、次の世代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、景観まちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和4（2022）年11月

矢板市長 齋藤 淳一郎

目 次

序章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 他法令との関係	2
4. 市民・事業者・行政の基本的役割	2
5. 景観について	3
6. 良好な景観の形成による効果	4
7. 持続可能な社会を目指す SDGs の実現	5
1章 矢板市の景観特性等	6
1. 矢板市の概況	6
2. 景観特性と課題の整理	15
2章 景観計画区域	36
1. 景観計画区域	36
2. 景観形成重点区域	37
3章 良好な景観の形成に関する方針	38
1. 景観まちづくりの基本的考え方	38
2. 景観形成の基本目標	39
3. 景観構造別の景観形成方針	40
4章 良好な景観形成のための行為の制限	45
1. 建築物等の行為の制限の考え方	45
2. 建築等の行為の制限事項	45
3. 届出等手続きの流れ	49
4. 景観形成基準	50
5章 良好な景観形成に関する事項	56
1. 景観資源の保全・活用に向けた考え方	56
2. 景観重要建造物に関する事項	57
3. 景観重要樹木に関する事項	58
4. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項	59
5. 屋外広告物の表示・設置に関する事項	60
6. 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について	61
6章 景観まちづくりの推進方策	62
1. 景観まちづくりの進め方	62
2. 景観まちづくりの取組ステップ	64
3. 景観まちづくりの推進方策	65
参考資料	69
1. 矢板市景観計画策定体制	69
2. 矢板市景観計画策定の経緯	71
3. アンケート調査結果概要	72
4. 用語解説	81

序章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

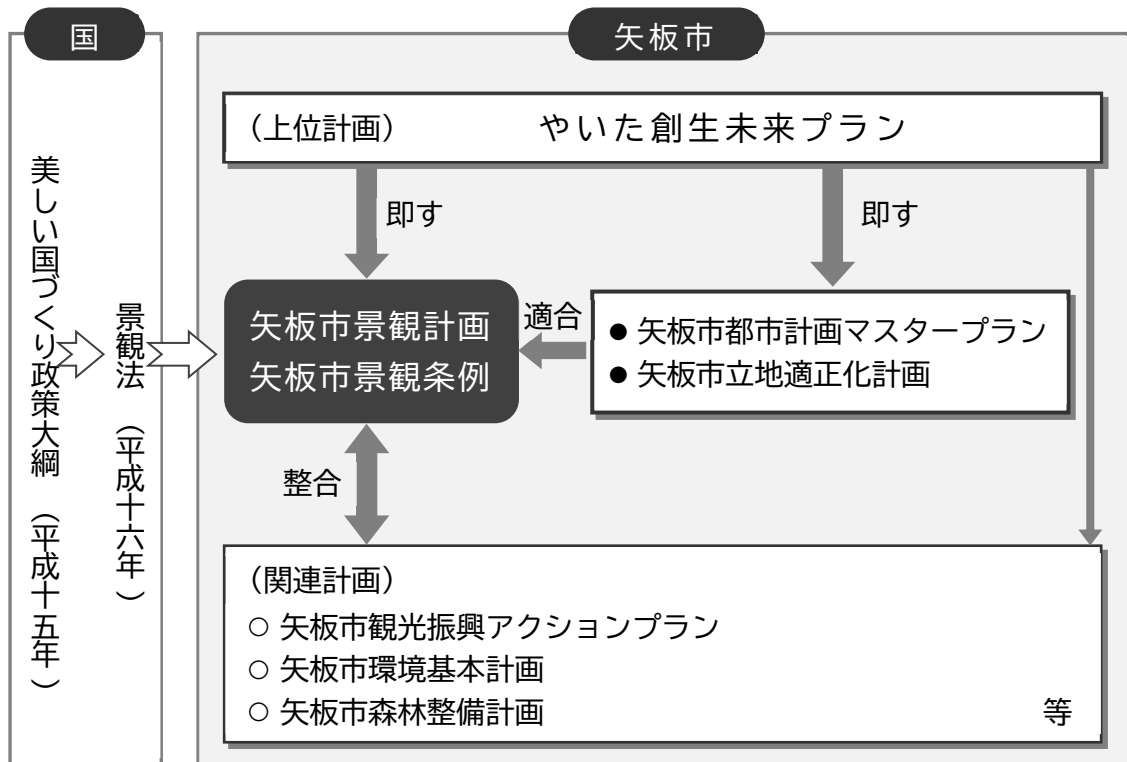
本市は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育ててきた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を育み発展させながら、生活や産業を営んでいます。

これらの豊かな自然環境と歴史・文化的環境を生かし、市民・事業者・行政が協働した「矢板らしい景観」の保全・形成・活用、ひいては美しく風格ある国土の形成、潤いのある生活環境や活力ある地域社会の実現を目指していくため、良好な景観形成に向けた取組を総合的かつ一体的に推進していくことを目的に「矢板市景観計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

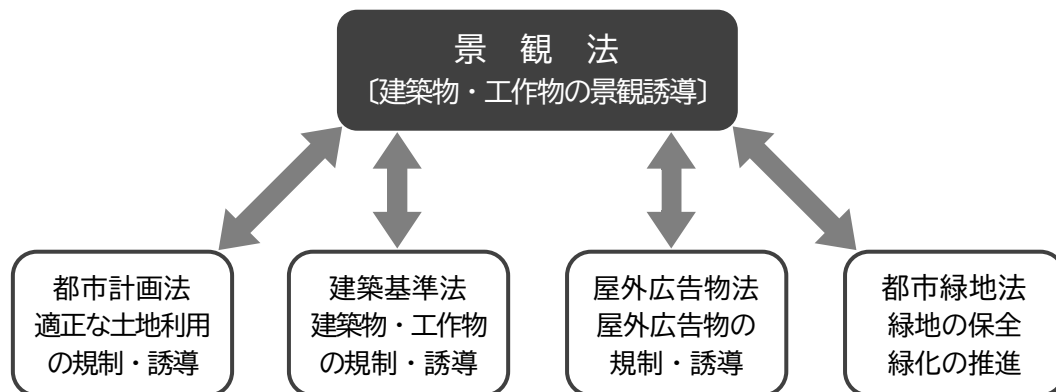
本計画は、景観法に基づく法定計画として定められ、本市の良好な景観形成に関する総合的な指針となる計画です。策定にあたっては、次のとおり上位計画及び分野別の関連計画との整合性を図ります。

また、景観法及び景観計画の施行に関する委任事項や本市の景観形成を推進していく上で必要となる事項を定めた、矢板市景観条例を制定します。



3. 他法令との関係

良好な景観形成を積極的に推進するためには、景観法による景観計画だけでなく、都市計画法、屋外広告物法、都市緑地法、建築基準法等、関連する法令との連携を図りながら、総合的な施策の推進に取り組む必要があります。



4. 市民・事業者・行政の基本的役割

魅力ある景観を形成するためには、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成し、それぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要となります。次に、それぞれの基本的な役割を示します。

市民の役割

- 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めます。
- 市民は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

事業者の役割

- 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら積極的に努めます。
- 事業者は、行政が実施する良好な景観の形成に関する施策に積極的に協力します。

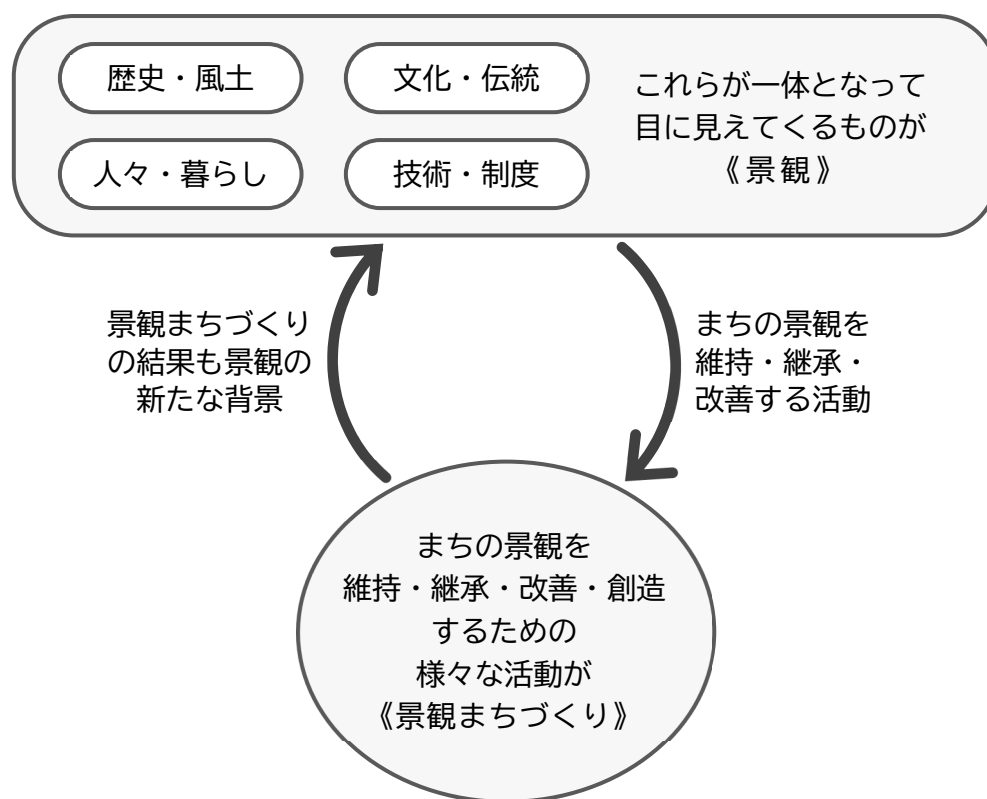
行政の役割

- 行政は、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- 行政は、良好な景観形成に向けて、市民や事業者を支援・誘導し、市民主体の景観まちづくりの実現に努めます。
- 行政は、道路、公園、広場その他の公共施設の整備を行うにあたって、良好な景観の形成のために先導的な役割を果たすよう努めます。

5. 景観について

●景観とは

- ・景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人一人の暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。
- ・良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。
- ・身の回りの良好な景観は、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- ・美しく個性的な景観は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。



●景観まちづくりとは

- ・景観まちづくりは、それぞれのまちや地域が、市民一人一人の資産となり、次代に引き継ぐに値する魅力的なものとなるよう、行政のみならず市民・事業者等が協働して行う取組です。
- ・景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに、現代的で美しく魅力的な景観をつくりだすことも含みます。
- ・清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざした、まちの景観を整えるための地道な活動も、良好な景観まちづくりに貢献しています。

6. 良好な景観の形成による効果

良好な景観形成による効果としては、直接的な効果として『意識に与える効果』、『活動に与える効果』及び『空間に与える効果』などがあげられ、波及的な効果として『地域経済に与える効果』及び『外部評価の高まり』などがあげられます。

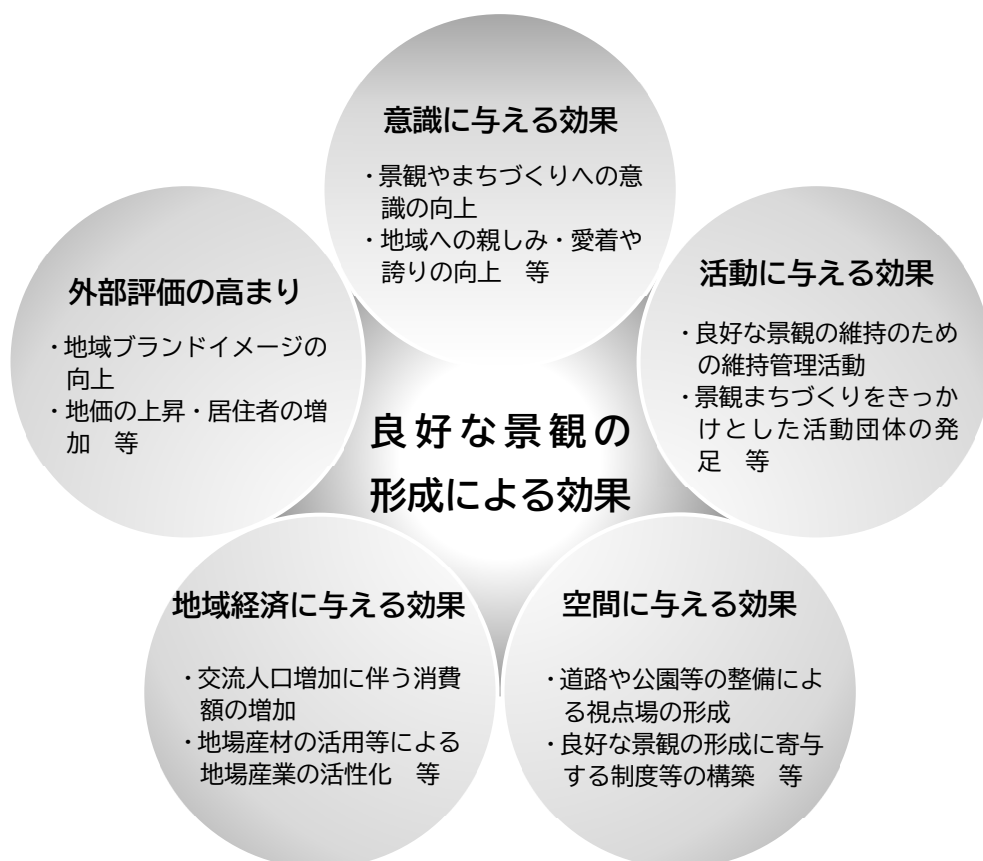
また、『意識に与える効果』の効果例としては、「景観やまちづくりへの意識の向上」、「地域への親しみ・愛着や誇りの向上」、「地域資源（シンボル、歴史・文化等）の保全、発掘」や「官民協力のまちづくりの機運の高揚」などがあげられます。

『活動に与える効果』の効果例としては、「良好な景観の維持のための美化活動などの維持管理活動」、「景観まちづくりをきっかけとした活動団体の発足」、「様々な地域活動（イベント等）の開催」や「まちにおける人の動き・流れの変化」などがあげられます。

『空間に与える効果』の効果例としては、「道路や公園等の整備による視点場の形成」、「地域の景観的な魅力の向上」、「良好な景観の形成に寄与する制度等の構築」や「景観整備や景観に対する配慮の周辺への波及」などがあげられます。

『地域経済に与える効果』の効果例としては、「景観向上による交流人口増加に伴う消費額の増加」、「地場産材活用による地場産業の活性化」、「民間投資の誘発」や「地域の商業活動の活発化」などがあげられます。

『外部評価の高まり』の効果例としては、「景観向上による地価の上昇・居住者の増加」、「専門家や他自治体からの視察者の増加」、「地域ブランドイメージの向上」、「マスコミ・マスメディア掲載の増加」や「デザイン賞など各種賞の受賞」などがあげられます。



7. 持続可能な社会を目指す SDGs の実現

持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals) とは、平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて採択された国際社会共通の 17 の目標であり、我が国においても、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない社会の実現に向けて取り組むこととされています。

本計画における取組は、SDGs の目指す目標の達成に貢献するものであることから、それぞれの取組と SDGs のゴールとを関連づけながら、目標の達成を意識した、市民・事業者・行政の主体的な活動へとつなげていくことが期待されています。

【SDGs の 17 の目標】



出典：「世界を変えるための 17 の目標」国際連合広報センターホームページ

1章 矢板市の景観特性等

1. 矢板市の概況

(1) 矢板市の位置と地勢

本市は栃木県の北東部に位置し、東は大田原市とさくら市に接し、西は塩谷町、南はさくら市、北は那須塩原市に接しています。

面積は170.46 km²で、東西約11.6 km、南北約24.2 kmのほぼ長方形をなし、栃木県全面積の約2.66%にあたります。

北部は、日光国立公園の一部である高原山が広がり、各所に鉱泉が湧出し、森林資源に富んでいます。

河川は源をおおむね北部山岳地帯に発し、南流して那珂川に注ぎます。

【矢板市の位置】

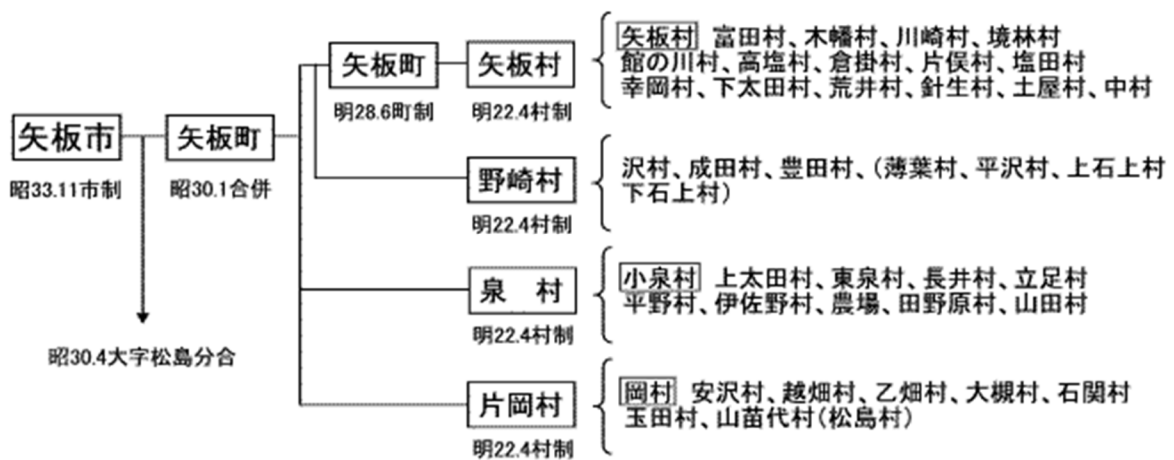


(2) 矢板市の変遷

本市は、古くは「しおのや」とよばれ、奈良時代から平安時代初期にかけての大和文化と山岳仏教の北限の地であったといわれています。また、市内各所の高台からは、先史時代の遺跡・埋没品が出土するほか、古墳群や集落跡の分布が極めて多いなど、古い時代から多くの方が居住した痕跡がうかがえます。

明治 22 年市町村制実施により「矢板村」、「泉村」、「片岡村」が生まれ、同 28 年、「矢板村」は町制を施行し「矢板町」となりました。昭和 29 年、「矢板町」は「旧野崎村大字沢、成田、豊田」を編入、翌 30 年に「矢板町」、「泉村」、「片岡村」が合併し「矢板町」となりました。そして、昭和 33 (1958) 年 11 月 1 日、「矢板町」は市制を施行し現在の「矢板市」が誕生しました。

【廃置分合の状況】



資料：矢板市ホームページ

(3) 気象

本市の気象は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥の典型的な太平洋岸気候といえます。

2011 年～2020 年における年平均気温は 12.6℃、年平均最高気温 24.9℃、年平均最低気温は 1.8℃となっています。

年降水量は、約 1,200～2,200mmと変化が大きく、2011 年～2020 年の年降水量の平均は、約 1,700mmとなっています。

また、年間日照時間は、約 1,900～2,100 時間と変化が小さく、2011 年～2020 年の年間日照時間の平均は、約 2,020 時間となっています。

(4) 土地利用の状況

本市は、北部に八方ヶ原や県民の森などを有する高原山が広がっており、日光国立公園の一角をなしています。さらに、肥沃な土壌と豊かな水により育まれた田園などの緑に恵まれ、北部を流れる箒川、中南部を流れる内川、宮川及び荒川などの良好な河川景観を有する自然豊かな都市です。

三方を山地や丘陵地に囲まれ、これらに挟まれた平地部に市街地や集落が形成されています。

地目別土地利用の状況は下表に示すとおりであり、宅地が占める割合が約 6%であるのに対し、田・畑、山林が占める割合は約 86%と高く、自然豊かな都市環境を有していることがうかがえます。

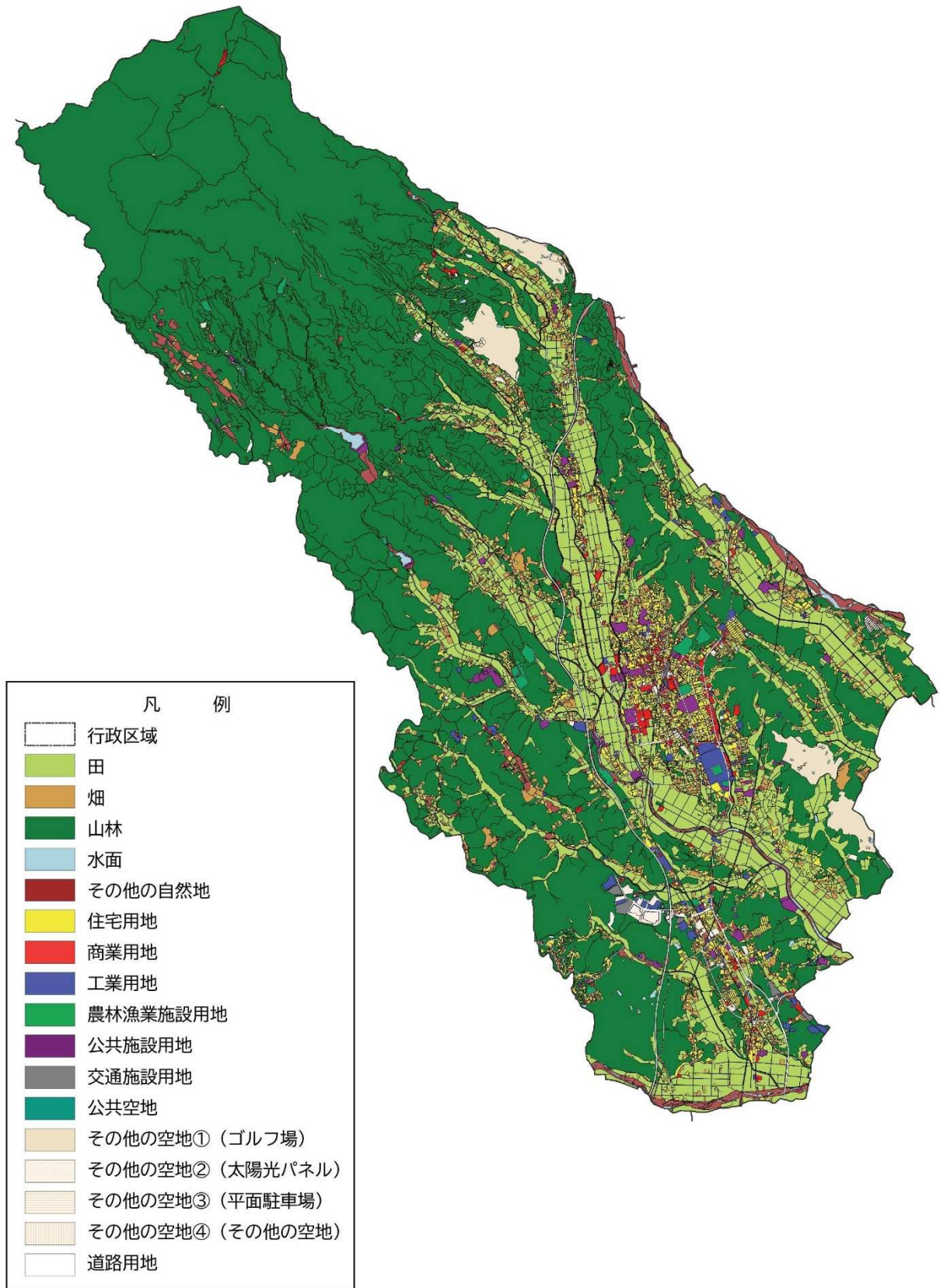
【土地の地目別面積】

	自然的土地利用				
	農 地		山 林	水 面	その他の 自然地
	田	畑			
面積 (ha)	2,873.0	617.9	10,531.9	159.5	427.9
割合 (%)	16.9	3.6	61.8	0.9	2.5

	都市的土地利用									総 計
	宅 地			農林漁業 施設用地	公 益 用 地	道 路 用 地	交通施 設用地	公 共 空 地	その他 の空地	
	住宅用地	商業用地	工業用地							
面積 (ha)	799.7	122.8	119.0	8.8	156.2	698.7	56.8	93.8	380.0	17,046.0
割合 (%)	4.7	0.7	0.7	0.1	0.9	4.1	0.3	0.6	2.2	100.0

資料：栃木県都市計画基礎調査(令和2年度)

【土地利用現況図】



資料：栃木県都市計画基礎調査(令和2年度)

(5) 法規制状況

①都市計画法

●都市計画区域

本市の行政区域面積は 17,046ha であり、16,194ha が矢板都市計画区域となっています。また、区域区分を定めない非線引き都市計画区域です。

【都市計画区域内人口・面積】

区 域	人口		面積	
	H27 (人)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
行政区域	33,354	100.0	17,046	100.0
都市計画区域 (非線引き)	33,354	100.0	16,194	95.0
用途地域	14,137	42.4	704	4.3
用途地域外 (白地)	19,217	57.6	15,490	95.7

資料：栃木県都市計画基礎調査(平成 28 年度)

●用途地域

都市計画区域は、現在 12 種類の用途地域が指定されており、各用途地域における面積、区域等は下表に示すとおりです。

【用途地域の面積等】

用途地域種類	面積 (ha)	割合 (%)	建蔽率 (%)	容積率 (%)	高さ制限 (m)
第一種低層住居専用地域	140.4	19.9	40 50	60 80	10
第二種低層住居専用地域	5.6	0.8	50	80	10
第一種中高層住居専用地域	37.8	5.4	60	200	—
第二種中高層住居専用地域	5.7	0.8	60	200	—
第一種住居地域	216.9	30.8	60	200	—
第二種住居地域	55.1	7.8	60	200	—
準住居地域	31.0	4.4	60	200	
近隣商業地域	37.0	5.3	80	200	—
商業地域	19.5	2.8	80	400	
準工業地域	30.5	4.3	60	200	—
工業地域	51.4	7.3	60	200	—
工業専用地域	73.1	10.4	60	200	—
合 計	704.0	100.0	—	—	—

資料：栃木県の都市計画 (令和 4 年 4 月) 等

●地区計画

本市では、4地区において地区計画制度を活用したまちづくりが行われており、各地区の特性に応じて、建築物の用途制限や建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限など良好な環境の形成を図るためのルールが定められています。

【地区計画の決定の状況（令和3年4月現在）】

名称	面積 (ha)	決定年月日(最終) [決定年月日(当初)]	建築物等に関する事項	備考
矢板南産業団地地区計画	77.6	R2.3.24 [H9.4.8]	・用途制限 ・壁面の位置 ・かき・さくの構造	
木幡地区地区計画	27.1	H30.4.1 [H13.3.23]	・用途制限 ・敷地面積 ・壁面の位置 ・かき・さくの構造	木幡地区 (区画整理事業地区)
つつじが丘ニュータウン地区計画	16.8	H20.10.10	・用途制限 ・容積率 ・建ぺい率 ・敷地面積 ・壁面の位置 ・建築物等の高さ ・かき・さくの構造	
片岡駅西地区地区計画	3.3	H26.12.25	・用途制限 ・建築物等の形態・意匠の制限 ・かき・さくの構造	

資料：矢板市の都市計画

②文化財保護法

文化財保護法に基づく制度には、歴史的資源を指定して保護する制度のほかに、登録文化財や伝統的建造物群保存地区、文化的景観などの選定制度があります。本市における文化財の指定の状況は次のとおりです。

【文化財の指定・登録の状況】

分類		国指定 (件)	国登録 (件)	県指定 (件)	市指定 (件)	合計 (件)	
有形文化財	建造物	3	1	1	5	10	
	美術 工芸品	絵画	0	0	6	16	22
		彫刻	1	0	8	8	17
		工芸品	0	0	3	8	11
		書跡・典籍	0	0	0	2	2
		古文書	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	1	1	2
		歴史資料	0	0	0	2	2
無形文化財		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形民俗文化財	0	0	0	9	9	
	無形民俗文化財	0	0	0	3	3	
記念物	史跡	0	0	2	9	11	
	名勝	0	0	0	0	0	
	天然記念物	1	0	3	20	24	
文化的景観		0	—	0	0	0	
伝統的建造物群保存地区		0	—	0	0	0	
合計		5	1	24	83	113	

資料：矢板市の指定等文化財（矢板市ホームページ）

③自然公園法

自然公園法に基づく制度のうち景観に関するものとしては、国立公園、国定公園及び県立自然公園からなる自然公園の指定があげられ、本市における指定状況は次のとおりです。

【国立公園の指定状況】

名 称	位 置	面 積	指定年月日	備 考
日光	日 光 市 塩 谷 町 矢 板 市 那須塩原市 那 須 町	103,634.0ha	S9.12.4	・北部の高原山や八方ヶ原一帯は日光国立公園となっています。 ・国立公園の面積は約25km ² で、第2種・第3種特別地域と普通地域が広がっています。

資料：栃木県ホームページ

④自然環境の保全及び緑化に関する条例

栃木県の自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づく制度には、自然的社会的諸条件からみてその区域における、優れた自然を保全することが特に必要な自然環境保全地域、緑地環境を保全することが特に必要な緑地環境保全地域の指定があり、市内における指定の状況は次のとおりです。

【自然環境保全地域の指定状況】

名 称	位 置	面 積	特別地区	指定年月日	主要保全対象
東高原	矢板市	107.28ha		S51.1.31	ブナ、ミズナラ等の天然林
尚仁沢	矢板市 塩谷町	138.00ha	26.00ha	H4.12.18	尚仁沢湧水、ブナ、ミズナラの天然林

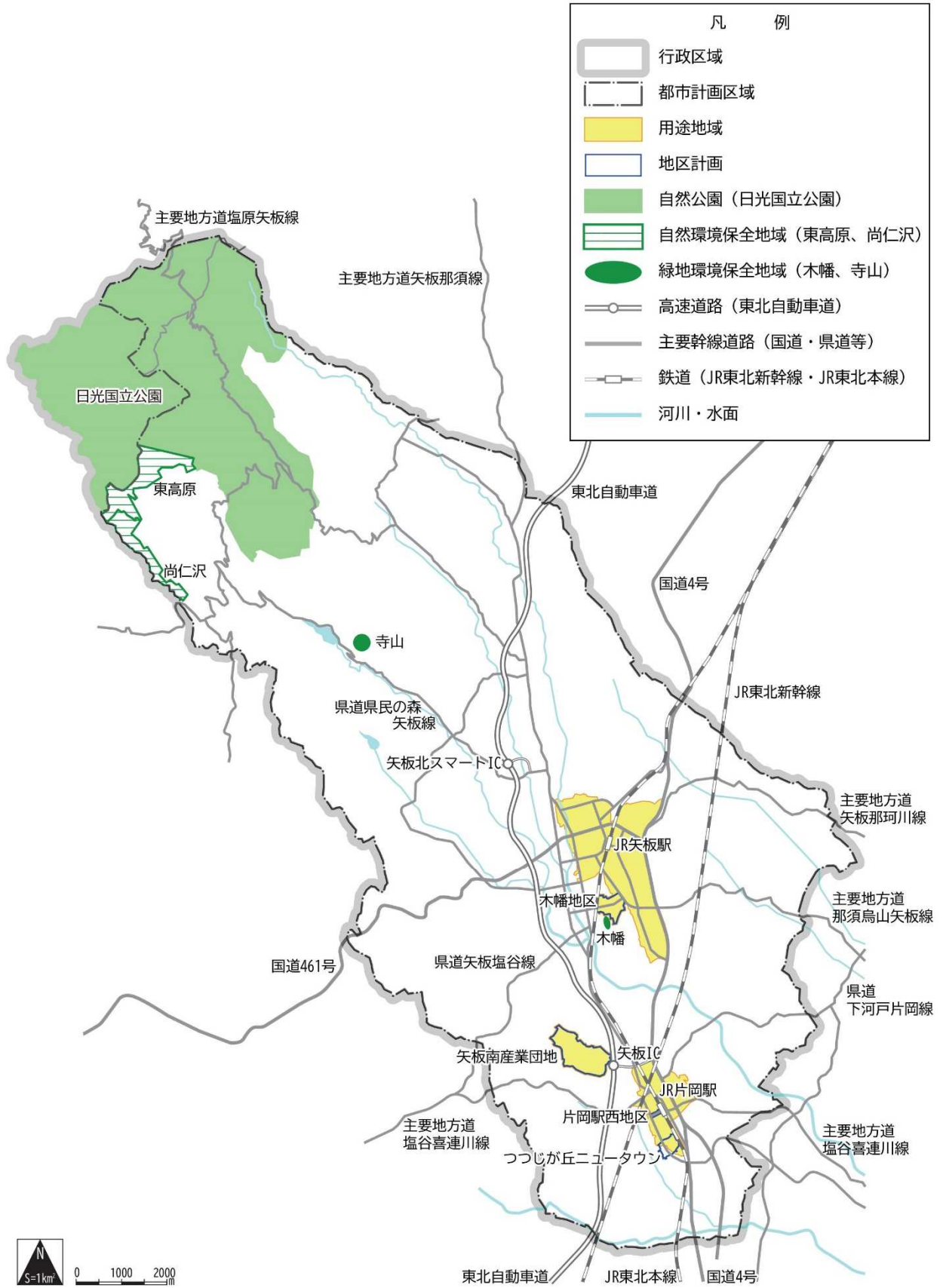
資料：栃木県ホームページ

【緑地環境保全地域の指定状況】

名 称	位 置	面 積	指定年月日	主要保全対象
木幡	矢板市	2.27ha	S51.1.31	木幡神社境内林
寺山	矢板市	3.12ha	S51.1.31	寺山観音寺境内林

資料：栃木県ホームページ

【法規制状況】



2. 景観特性と課題の整理

景観特性と課題を把握するため、「自然的景観」、「農村的景観」、「都市的景観」、「歴史的景観」、「文化的景観」の5つの視点で整理します。

(1) 自然的景観について

①森林景観・眺望景観

●景観特性

本市の北部には山岳・森林地帯が広がり、雄大にそびえる高原山の中腹には八方ヶ原（日光国立公園の一部）、ブナやミズナラ等の天然林が大部分を占める東高原・尚仁沢（自然環境保全地域）、宮川渓谷の清流など、自然の宝庫となっています。この高原山には、水源の森百選（林野庁 1995年選定）の「高原山水源の森」が広がり、豊かな森林景観が形成されています。

本市の地形を大きく分類すると、北部の山地、内川や荒川等の主要河川沿いに広がる低地、矢板市街地を中心に広がる台地、残りの部分が丘陵地となり、起伏に富んだ地形となっています。そのため、台地や低地の視界が開けた道路や公園などから高原山や那須連山を望むことができます。一方、山地の視界が開けた場所からは広がる田園や市街地を望むことができます。

特に、雄大な高原山を望む景観は、小・中・高校の校歌の歌詞に多数含まれ、市民の心象風景として親しまれていると言えます。



高原山（中川大橋から）



市街地（植樹祭記念緑地公園から）

【校歌に歌われる景観資源】

歌詞（資源）名	学校名等
高原山	矢板小、東小、川崎小、泉小、乙畑小、安沢小、矢板中、泉中、片岡中、矢板市の歌、矢板高、矢板東高、旧西小、旧豊田小
高倉山	片岡小

資料：各校歌等

●課題

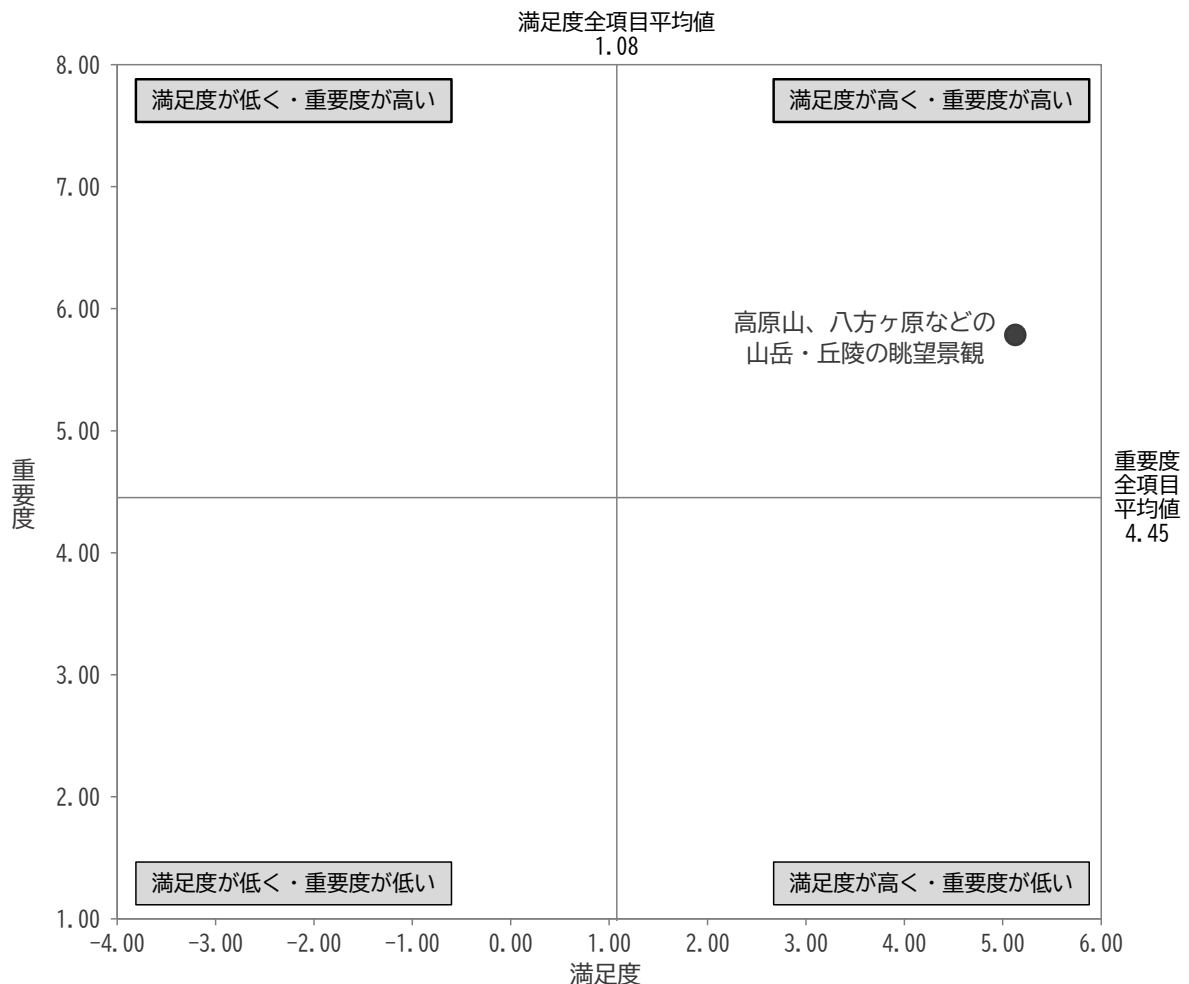
アンケート調査の自由意見では、高原山や八方ヶ原などの豊かな自然環境を形成する森林資源の保全と活用を望む意見が多く、満足度・重要度の設問では、山岳・丘陵の眺望景観に対して、いずれも平均値を上回っており、現状の眺望景観に対して満足しています。高原山への眺望は本市の原風景でもあることから、今後も適切に保全していく必要があります。

しかし、森林景観は林業従事者による生産活動の副産物として維持されている状況ですが、林業従事者の減少や高齢化などにより、これまでと同様の維持管理は難しくなると予想されます。

その他、近年増えている丘陵地に設置される太陽光発電施設は、良好な森林景観を阻害する要因の一つと考えられるため、周囲の景観に配慮したルールを検討する必要があります。

今後は、良好な森林景観や眺望景観を守っていくための支援や仕組等について検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②水辺景観

●景観特性

高原山には、水源の森百選（林野庁 1995 年選定）の「高原山水源の森」が広がり、内川や箒川、荒川の水源地となっています。

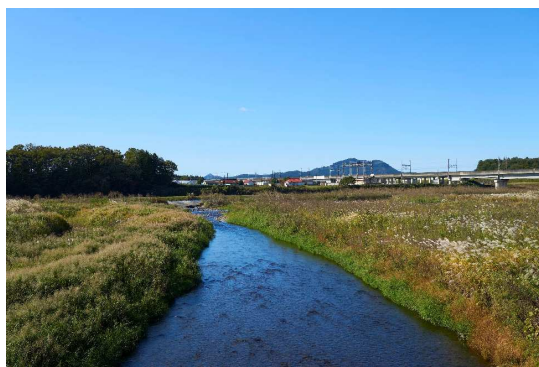
また、宮川溪谷をはじめ、おしらじの滝や赤滝などの滝とともに、自然環境保全地域に指定されている尚仁沢湧水（塩谷町と一体となった地域）、倉掛湧水などの水辺空間が数多く見られます。

これらの河川や滝・湧水等の水辺空間は、市民や来訪者にとって癒しや憩いの場となっています。

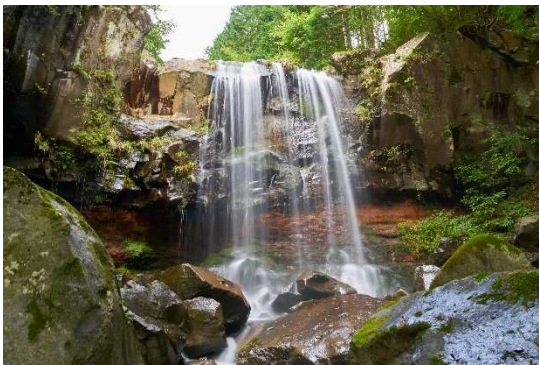
特に、荒川や内川、箒川などの河川は、小・中・高校の校歌に含まれ、市民の心象風景として親しまれていると言えます。



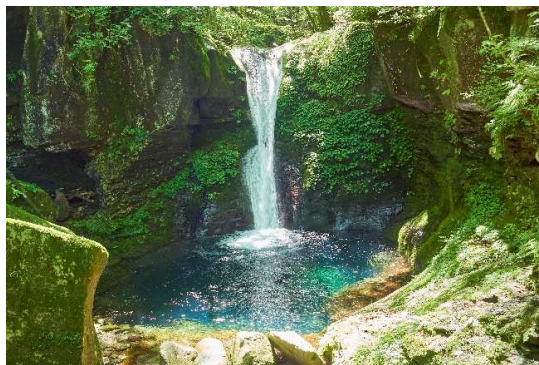
内川



荒川



赤滝



おしらじの滝

【校歌や市歌に歌われる景観資源】

歌詞（資源）名	学校名等
箒川	旧豊田小
荒川	片岡小、乙畑小、片岡中
内川	安沢小、泉中
尚仁沢	矢板高

資料：各校歌等

●課題

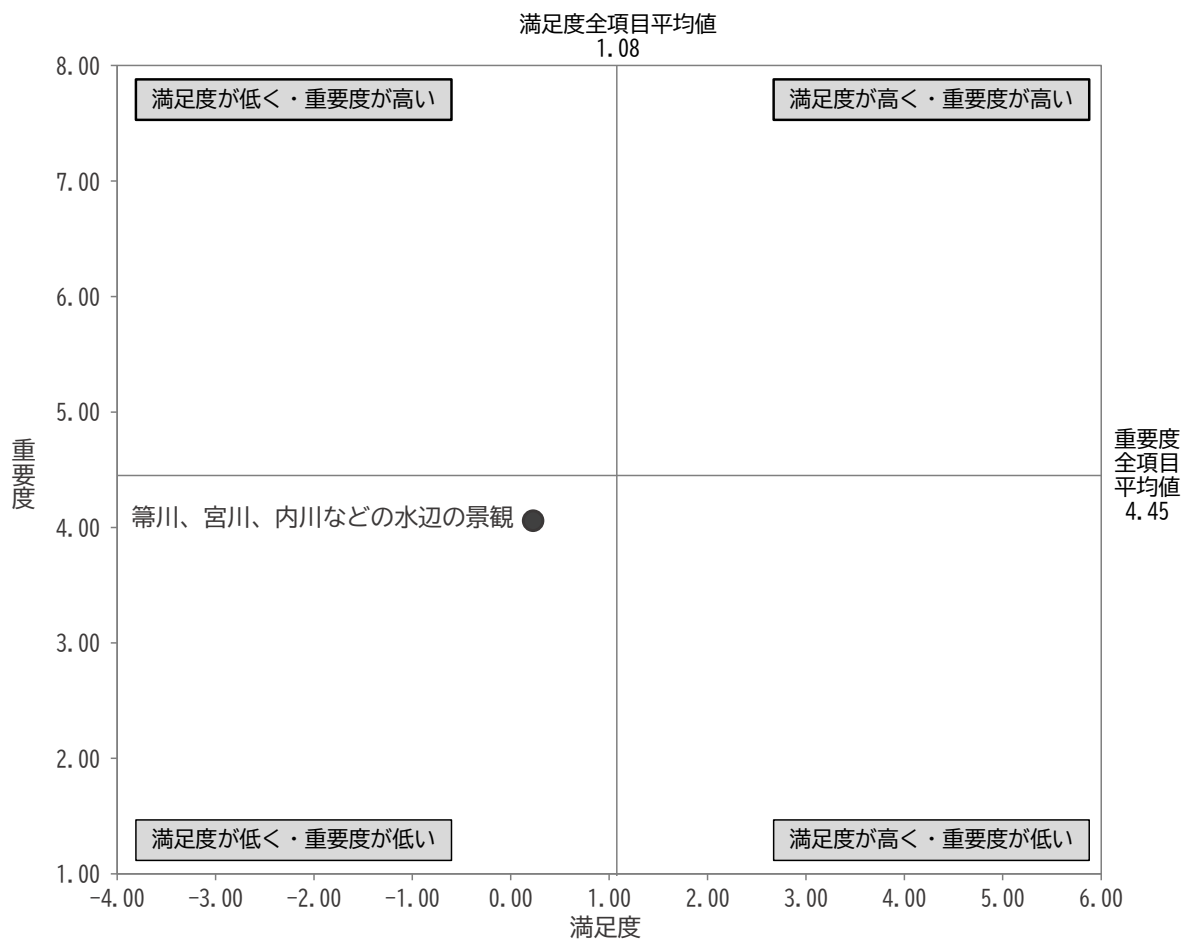
アンケート調査の満足度・重要度の設問では、箒川、宮川、内川などの水辺の景観に対して満足度・重要度とも若干平均値を下回るにとどまっている結果から、今後も河川敷の下草管理やごみの不法投棄対策等により、良好な水辺の景観を維持していく必要があります。

河川敷の下草管理は、地域住民や行政により定期的に行われていますが、今後、人口減少や少子高齢化、地域コミュニティの維持困難により、これまでと同様の管理が難しくなっています。

また、河川敷の一部では、ごみのポイ捨てや下草の繁茂などにより良好な水辺景観が損なわれています。

以上を踏まえて、より良好な河川景観の形成に向けた支援や仕組等について検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(2) 農村的景観について

●景観特性

農村的景観は農家や屋敷林から構成される集落景観と、田畑の広がりや平地林からなる田園景観で主に構成されています。

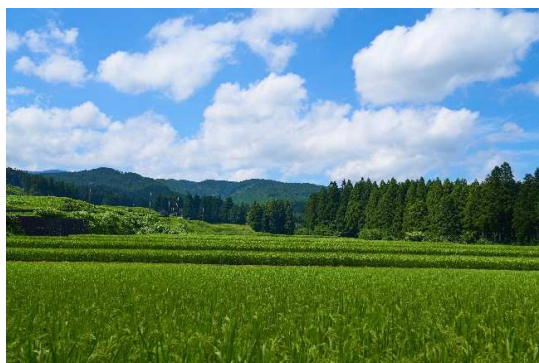
田園の広がる河川沿いの低地には、農家住宅が農地と一体となった景観を形成しています。

また、特産品の一つであるりんごが実るりんご畑は、市特有の景観を形成しています。

特に、塩田地区、兵庫畑地区及び大槻地区の田園は、栃木県が美しく豊かな“とちぎのふるさと田園風景”を後世へ継承するため県民等から募集した「とちぎのふるさと田園風景百選（栃木県 2011年選定）」に選ばれています。



塩田の田園景観



兵庫畑の田園景観



大槻の田園景観



長井のりんご畑の景観

●課題

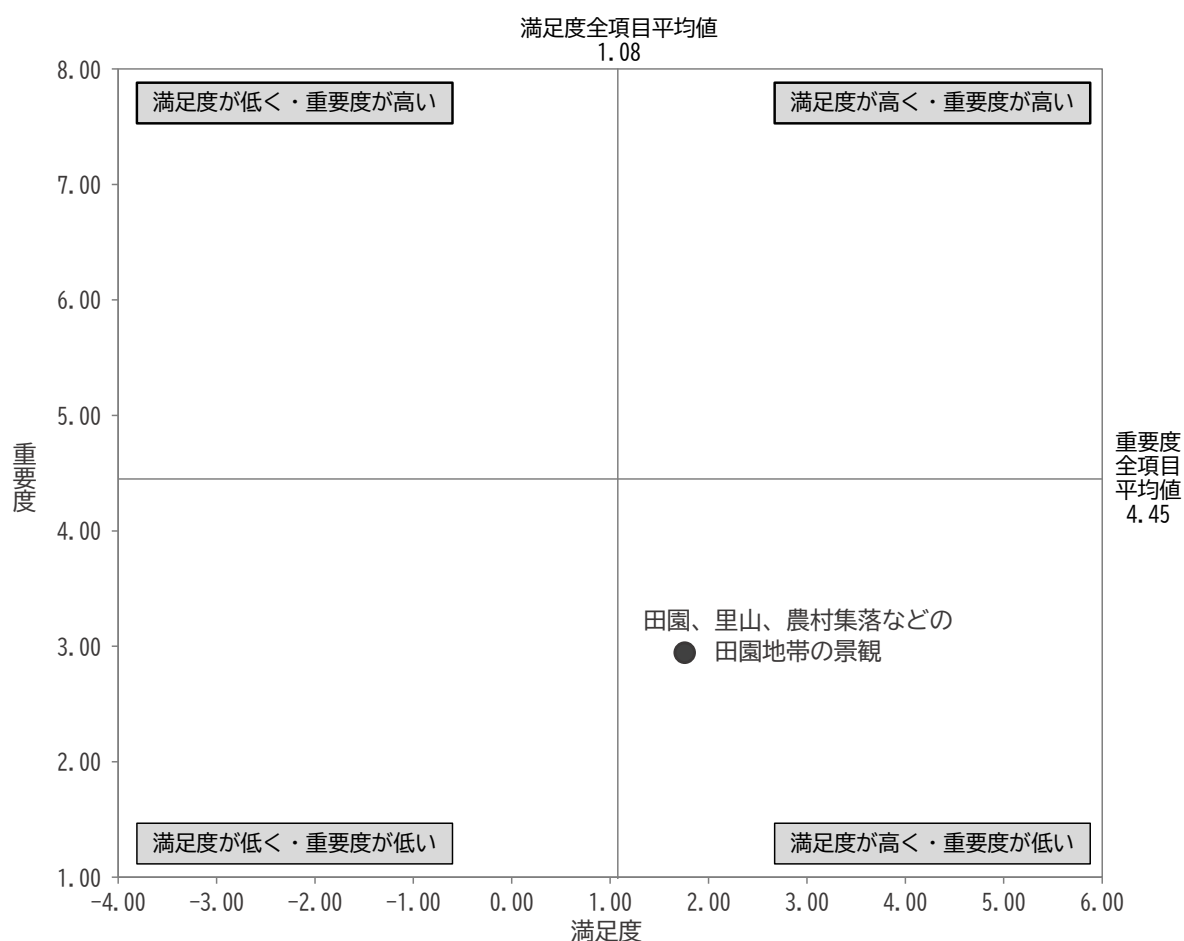
アンケート調査の満足度・重要度の設問では、田園、里山、農村集落などの田園景観に対する重要度は平均値を下回り、満足度は上回っています。自由意見では、農地の保全や耕作放棄地の適切な管理・活用の意見があることから、田園景観は、本市の原風景を構成する一部の要素として、今後も適切に保全していく必要があります。

しかし、田園景観は農業従事者による生産活動の副産物として維持されている状況ですが、農業従事者の減少や高齢化などにより、これまでと同様の維持管理は難しくなると予想されます。

その他、近年増えている丘陵地に設置される太陽光発電施設は、良好な田園景観を阻害する要因の一つと考えられるため、周囲の景観に配慮したルールを検討する必要があります。

今後は、良好な田園景観を守っていくための支援や仕組等について検討するとともに、周囲の自然と調和した集落の景観を維持・継承していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(3) 都市的景観について

①住宅地景観

●景観特性

土地区画整理事業は、4地区事業化し、全ての地区で事業が完了し、良好な住宅地景観が形成されています。特に木幡地区では、合理的な土地利用と良好な居住環境の形成を図るため地区計画を決定し、建築物の用途制限、敷地面積、壁面の位置、かき・さくの構造を定めています。

栃木県住宅供給公社で整備したつつじが丘ニュータウンでは、地区の特性に応じた合理的な土地利用と、緑豊かなうるおいのある居住環境の形成を図るため地区計画を決定しています。

その他、丘陵地等の豊かな自然環境を生かしたコリーナ矢板などの林間住宅地は、緑豊かな居住環境を有しています。



矢板駅東第二土地区画整理事業



木幡土地区画整理事業

【土地区画整理事業の整備状況】

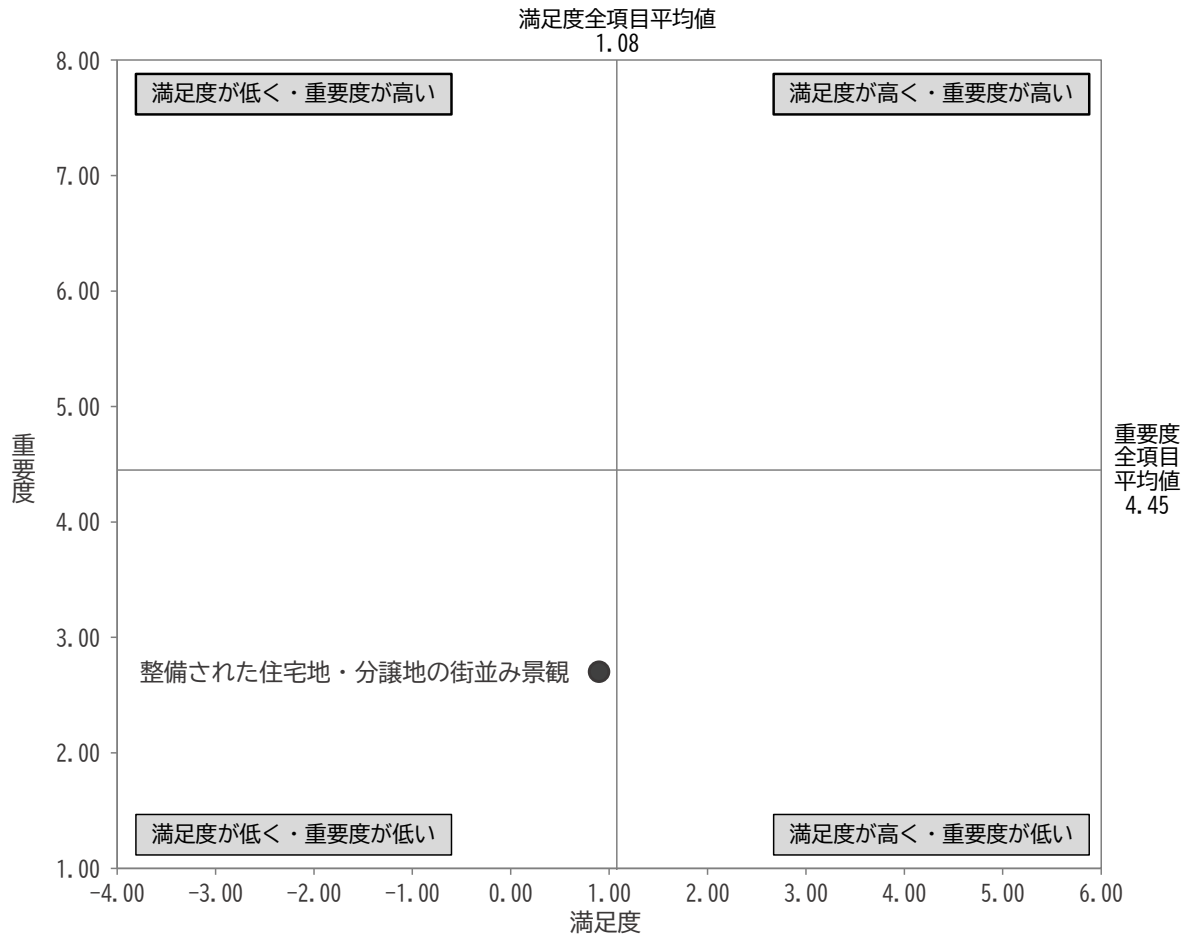
事業名	面積(ha)	施行期間	整備状況	備考
矢板駅東土地区画整理事業	28.8	S53～H5	完了	
矢板駅東第二土地区画整理事業	29.6	H元～H19	完了	
鹿島町土地区画整理事業	2.9	H3～H14	完了	
木幡土地区画整理事業	27.1	H10～H27	完了	地区計画

資料：矢板市の都市計画

●課題

アンケート調査の満足度・重要度の設問では、整備された住宅地・分譲地の街並み景観に対して満足度は平均値を若干下回り、重要度は平均値を下回っていますが、現状に対する不満とともに、重要との意見を考慮しながら、今後も良好な住宅地景観を維持していく必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②商業地景観

●景観特性

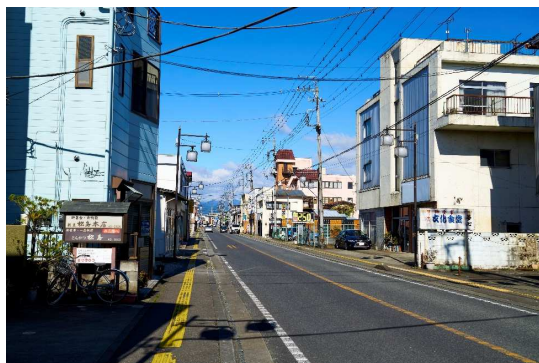
市内の商業地としては、JR 矢板駅周辺及び国道 4 号等の幹線道路沿道の沿道型商業地、観光交流施設があげられ、にぎわいのある景観を形成しています。

JR 矢板駅西口周辺は、小規模な商業・業務施設が立地していますが、郊外への大規模施設の立地や後継者不足等により廃業が進み、空き店舗が増加しています。

JR 矢板駅東口周辺は、土地区画整理事業により道路や公園等の都市基盤施設が整備されており、大規模な商業・業務施設と小規模な商業・業務施設が混在した商業地景観が形成されています。

幹線道路沿道は、敷地内に大型の敷地内広告板やのぼり旗を設置した沿道型商業・業務施設が立地しています。

観光交流施設の一つである「道の駅やいた」は、連日多くの利用者でにぎわいのある景観を形成しています。



JR 矢板駅（西口）



JR 矢板駅（東口）



国道 4 号沿道



道の駅やいた

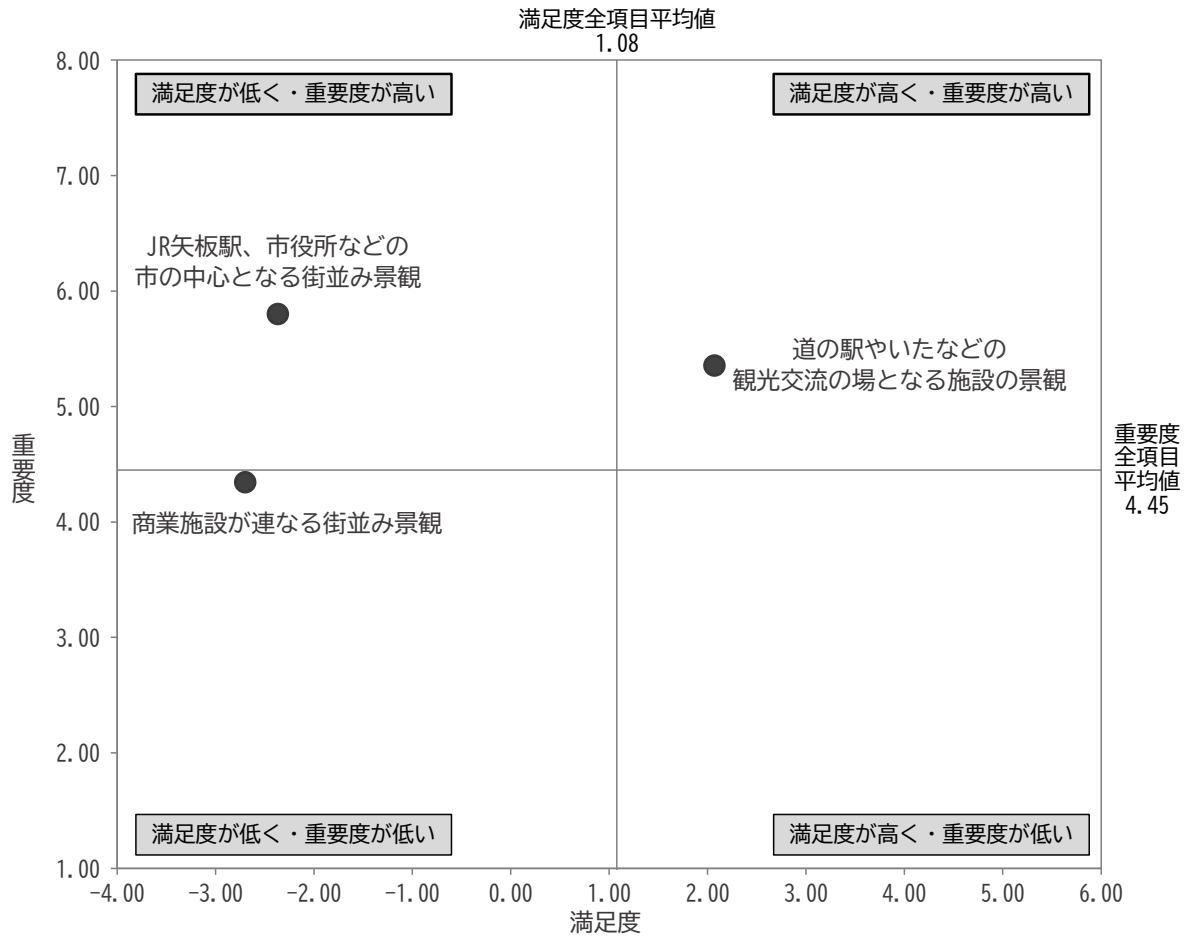
●課題

大規模小売店の台頭や後継者不足等により、個人商店の廃業が進み、空き店舗や空き地が増加し、良好な市街地景観が損なわれている場所があります。

アンケート調査の自由意見では、空き店舗・空き地の適切な管理・活用や JR 矢板駅西口周辺の街並み景観の整備を求める意見が多く、満足度・重要度の設問では、JR 矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観は、重要度が高い一方で満足度は低く、商店施設が連なる街並み景観は、重要度は平均値を若干下回り、満足度も低いことから、強く改善を求めていることがわかります。一方で、道の駅やいたなどの観光交流の場となる施設の景観は、満足度・重要度とも平均値を上回っていることから、さらなる魅力の向上を求めています。

今後は、魅力的な商業地景観の形成に向けたルールづくりとともに、空き店舗や空き地の管理・活用に向けた支援・取組等を検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



③工業地景観

●景観特性

市内には、こぶし台地区の矢板南産業団地及び早川町地区の矢板工業団地が造成され、企業が操業しています。矢板南産業団地の一部区画では、大規模な太陽光発電施設が操業していますが、主要な通りから目立たないように配慮して設置されています。

市内の工業団地は、周囲に緑地が配置され、周辺環境に配慮した景観が形成されています。



矢板南産業団地



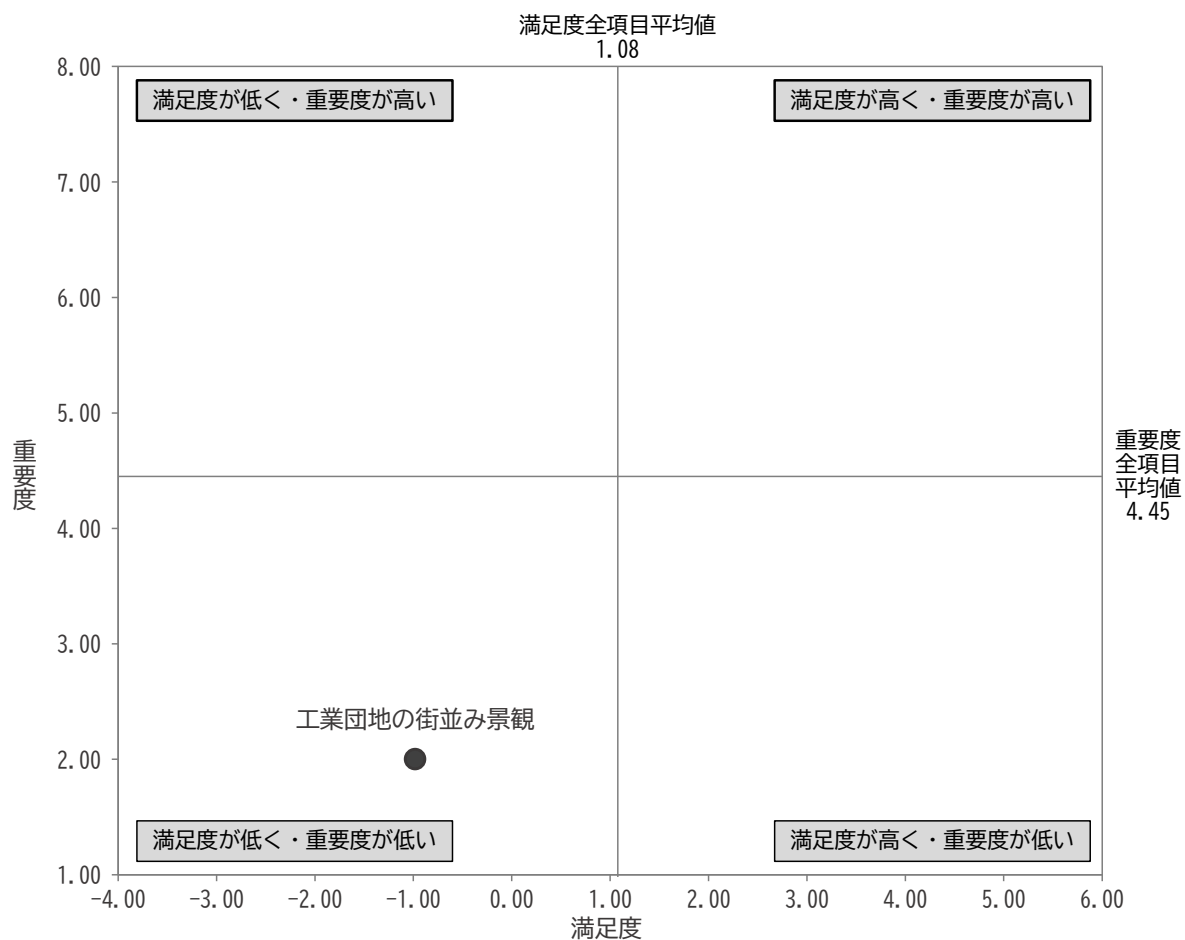
矢板工業団地

●課題

アンケート調査の満足度・重要度の設問では、工業団地の街並み景観の満足度・重要度とも平均値を大きく下回っています。これは矢板工業団地進出企業の事業規模縮小による工業地としてのにぎわいの低下による影響と考えられます。

今後も引き続き周辺環境に配慮した景観形成を維持していくために、工業地周辺の緩衝帯の設置や緑化を推進する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



④道路・鉄道景観

●景観特性

本市の骨格を形成する道路として、国道 4 号や主要地方道矢板那須線が市域を南北に縦断し、国道 461 号や主要地方道矢板那珂川線、塩谷喜連川線が東西に横断し、市民生活を支える軸となる道路景観を形成しています。

また、高速道路である東北自動車道が市域を南北に縦断しており、矢板インターチェンジが片岡地区、矢板北スマートインターチェンジが泉地区に位置し、本市の玄関口として機能しています。

その他、日光国立公園の一部である高原山や八方ヶ原へのアクセス道路である「八方観光道路」については、「とちぎの道と川百選（「とちぎの道と川 100 選」選定委員会 1990 年選定）」にも選ばれています。

鉄道としては、JR 東北本線（宇都宮線）が運行しており、市内に JR 矢板駅、JR 片岡駅の 2 駅があり、市民及び来訪者の足として利用されているだけでなく、軸となる鉄道景観を形成しています。

特に、平成 27 年 3 月にリニューアルした JR 片岡駅は、橋上駅舎化と東西自由通路とあわせて（都）片岡駅西口通りの整備により利便性の向上とともに、良好な景観が形成されています。



国道 4 号



国道 461 号



JR 矢板駅（西口）



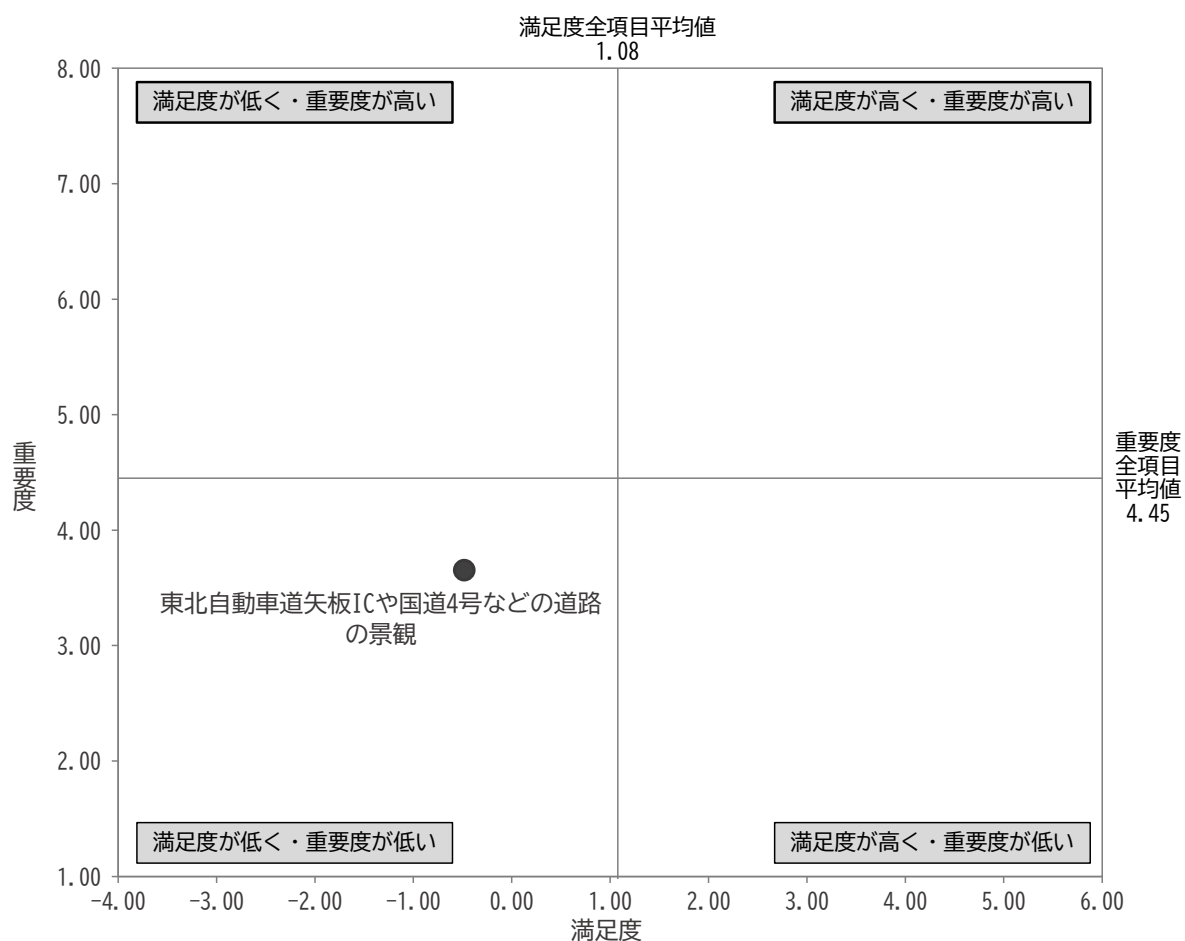
JR 片岡駅（東口）

●課題

アンケート調査の満足度・重要度の設問では、東北自動車道矢板 IC や国道 4 号などの道路の景観に対して満足度・重要度とも平均値を下回り、自由意見では道路の適切な維持管理を求める意見とともに、JR 矢板駅の建て替えを求める意見も多くあります。道路は眺望景観や街並み景観を見る位置（視点場）としてだけでなく、見られる対象（視対象）でもあることから、良好な景観の形成を図る必要があります。

また、眺望への配慮に欠けた屋外広告物の設置などにより、道路景観が損なわれることもあることから、適切な維持管理に向けて、市独自の屋外広告物条例の制定などについて検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



⑤公園・緑地景観

●景観特性

市内に設置されている都市公園は、街区公園 17 ヶ所、総合公園 2 ヶ所、運動公園 1 ヶ所で、面積は 53.93ha となっています。

その他、広場等、運動場等の公園・緑地として、御前原公園、泉運動場、片岡運動場、県民の森等があげられます。

「日本の都市公園 100 選（緑の文明学会、社団法人日本公園緑地協会 1989 年選定）」にも選ばれている長峰公園は、北関東有数のツツジの名所として知られ、約 5,000 本のツツジはとても美しく、訪れる多くの来園者を魅了するとともに、「つつじの郷・やいた」の象徴的な場所として市民に親しまれています。

県民の森は、昭和 49 年に明治 100 年を記念して高原県有林の中に設置され、総面積は 973ha あり、森林展示館やマロニエ昆虫館、木工体験館など自然に親しみ学ぶことの出来る施設や、キャンプ場やバーベキュー広場、マロニエ公園など自然の中で楽しめる施設があります。

これらの公園は、本市を特徴づける景観の一つになっています。

その他、市街地内の街区公園や広場は、地域住民の憩いの場となっています。

【公園等整備状況】

項目	名称	位置	面積 (ha)	備考
街区公園	鶴ヶ池公園	乙畑 1644-21	0.23	
	たんぼぼ公園	片岡 2096-87	0.43	
	なかよし公園	鹿島町 18-28	0.22	
	みどり公園	扇町 2-12-74	0.23	
	すみれ公園	上町 9-21	0.15	
	れんげ公園	未広町 24-3	0.17	
	わかば公園	未広町 30	0.17	
	あじさい公園	未広町 48	0.26	
	あけぼの公園	未広町 39-1	0.12	
	こまどり公園	未広町 6-1	0.14	
	うるおい公園	中 2007-2	0.34	
	けやき公園	中 2015-16	0.41	
	ふれあい公園	東町 3012-4	0.15	
	ふゆうち公園	木幡 2589	0.18	
	ごんげんはら公園	木幡 2590	0.23	
	よしはら公園	木幡 2591	0.20	
	きたやま公園	木幡 2592	0.20	
総合公園	長峰公園	中 416-1	11.0	
	川崎城跡公園	川崎反町 720-1	10.8	H10.1.9 変更
運動公園	矢板運動公園	幸岡 1955	28.3	H2.12.7 変更
都市公園計	20 ヶ所		53.93	

資料：矢板市の都市計画



長峰公園

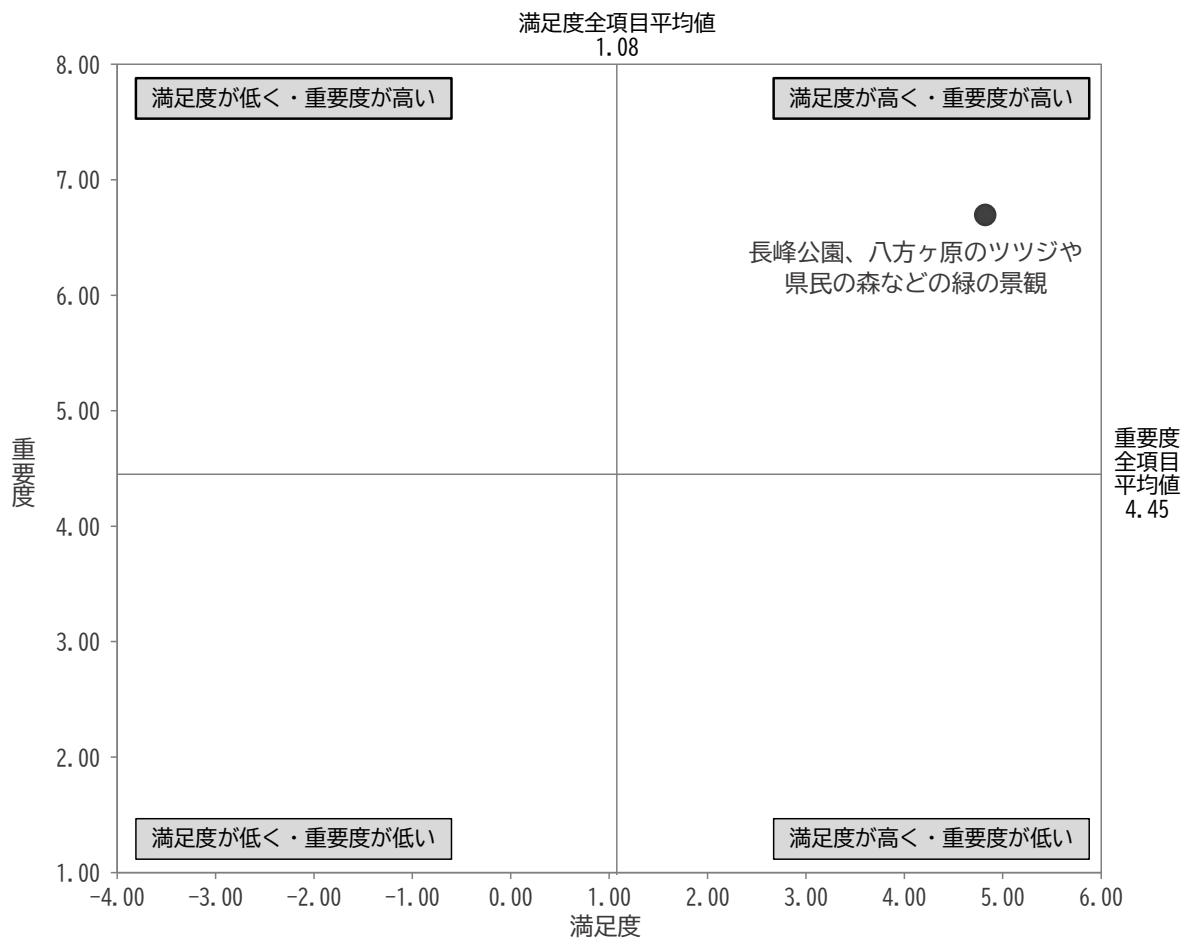


県民の森

●課題

アンケート調査の満足度・重要度の設問では、長峰公園や八方ヶ原のツツジ、県民の森などの緑の景観に対して満足度・重要度とも平均値を大きく上回っており、本市の誇る大切な景観として、更なる魅力の向上が求められ、今後も緑の景観を保全・活用していく必要があります。一方、自由意見では、一部公園に対して適切な維持管理を求める声も多いことから、支援や仕組等について検討する必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



(4) 歴史的景観について

①代表的な歴史景観

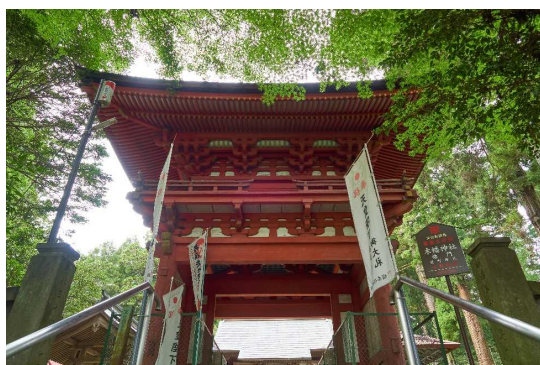
●景観特性

市内には指定文化財として、国指定文化財 5 件、県指定文化財 24 件、市指定文化財 83 件があります。こうした文化財のうち、景観に関係すると思われる主な建造物や史跡は、それぞれ歴史を感じさせる景観を形成しています。

また市内には、文化財として指定されている歴史的資源のほかに、「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚」として日本遺産に認定され、市内では指定文化財に指定されていないものも含めて 4 件がリストアップされています。

その他、地域におけるさまざまな伝統行事等が開催される神社・寺院も地域の伝統や歴史・文化を語る上で重要な存在となります。

最近では、栃木県指定文化財「山縣有朋記念館（旧・山縣有朋別邸）」に隣接する「山縣有朋記念館別館」が、令和 3 年 10 月 14 日に、国登録有形文化財（建造物）に登録されました。



木幡神社楼門



荒井家住宅



山縣有朋記念館



矢板武旧宅

【景観に係る指定等文化財】

指 定	種 別	名 称	所 有 者	備 考
国指定	建造物	木幡神社本殿	木幡神社	
	建造物	木幡神社楼門	木幡神社	
	建造物	荒井家住宅	個人	
県指定	建造物	山縣有朋記念館	(公財)山縣有朋記念館	日本遺産
	史 跡	御前原城跡	矢板市	
	史 跡	堀越遺跡	矢板市	
市指定	建造物	持宝院山門	持宝院	
	建造物	田野原観音堂	田野原行政区	
	建造物	大島家倉庫	個人	
	建造物	矢板武旧宅母屋ほか	矢板市	日本遺産
	史 跡	上長井遺跡	個人	
	史 跡	雲入遺跡	個人	
	史 跡	御野立場	矢板市	
	史 跡	割山下の壺里塚	個人	
	史 跡	稗田九郎朝隆の墓	矢板市	
	史 跡	川崎城跡	矢板市	
	史 跡	ナウマン象産出地	矢板市	
	史 跡	立野古墳	瑞雲院	
	史 跡	矢板武旧宅	矢板市	
	国登録 有形文化財	建造物	山縣有朋記念館別館	(公財) 山縣有朋記念館

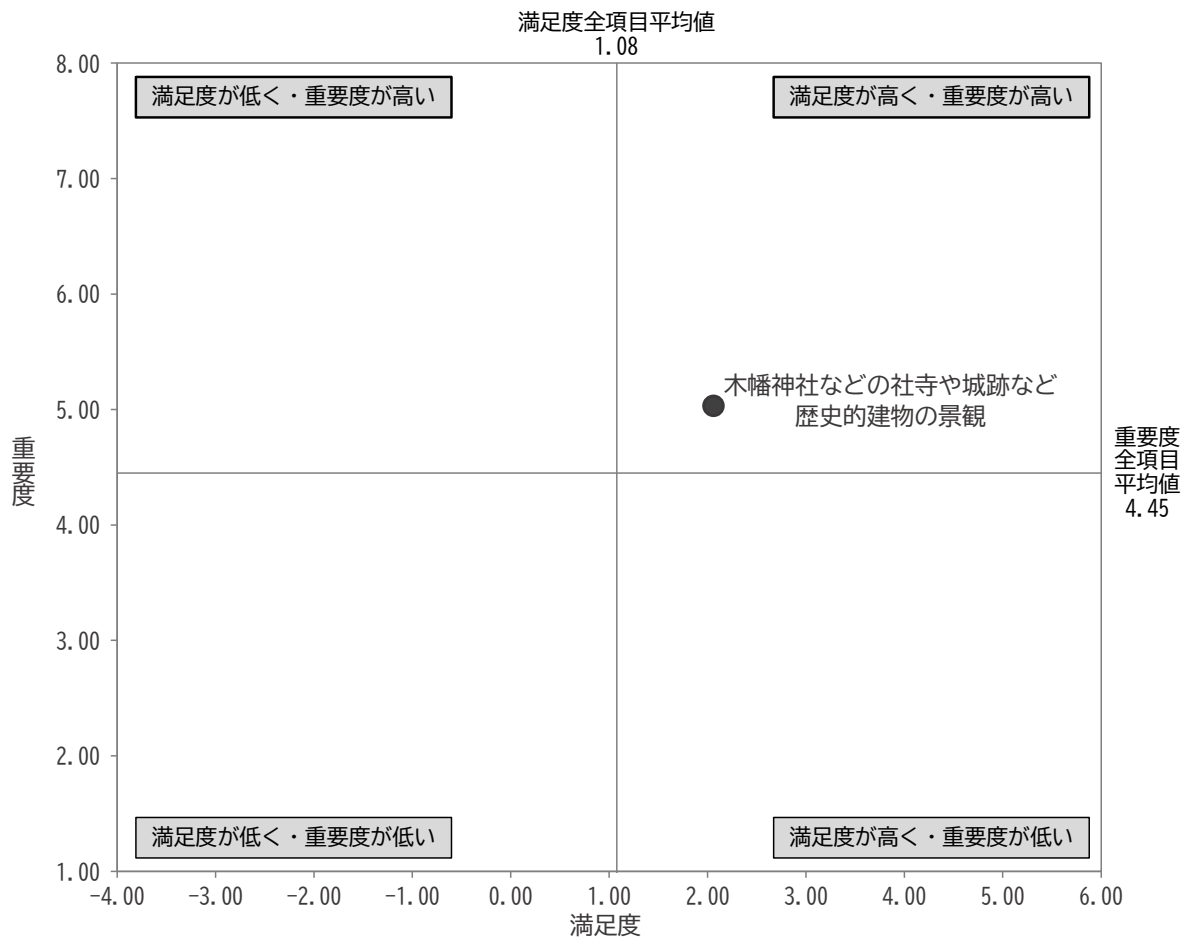
資料：矢板市の指定文化財（矢板市ホームページ）

●課題

アンケート調査の満足度・重要度の設問では、木幡神社などの社寺や城跡などの歴史的建物の景観に対して満足度・重要度とも平均値を上回るとともに、自由意見でも歴史・文化的景観資源の保全・活用を求める意見も多く、更なる魅力の向上が求められていることから、今後も良好な歴史的景観を保全・活用していく必要があります。

地域住民を中心とした団体により維持管理をしている歴史的景観もありますが、適切な維持管理が難しい歴史的景観も一部ある状況です。今後、人口減少や少子高齢化などにより、これまで以上に維持管理が難しくなると予想されることから、良好な歴史的景観を保全・活用していくための支援や仕組等について検討するとともに、新たな歴史的資源の掘り起こしの必要があります。

【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



②往時の面影をしのばせる街道景観

●景観特性

会津中街道や日光北街道の旧街道沿線やその宿場であった集落などでは、長屋門や四脚門、蔵、一里塚等の歴史的景観資源が現在も残り、往時の面影をしのばせてくれます。



旧山田宿の景観

●課題

長屋門や四脚門、蔵等の老朽化による取り壊しや現代風建築物・工作物への更新が進むことで、往時の面影が損なわれつつあります。

今後も旧街道や旧宿場の面影を感じられるように、歴史的景観資源の保全とともに、周辺の景観への配慮が必要になります。あわせて、今後はこれまで以上に維持管理が難しくなると予想されることから、歴史的景観資源を保全・活用していくための支援や仕組等について検討する必要があります。

(5) 文化的景観について

●景観特性

市内には、先人たちが守ってきた祭りや郷土芸能のほか、軽トラ市などの身近なイベントが多数開催されており、一定の時期、それぞれの地域の特性ある景観を形成しています。

特に、木幡神社例大祭は、「とちぎのまつり百選（「とちぎのまつり百選」選定委員会 1988年選定）」に選ばれています。

こうした伝統行事やイベントが行われる周辺環境の景観を保全していくことも重要です。

【主な祭り・郷土芸能】

開催月	イベント名	開催場所
1月	花市	JR 矢板駅東等
	木幡神社厄除大祭	木幡神社
	どんど焼き	木幡神社・塩竈神社
	片岡地区コミュニティ新春マラソン大会	矢板南産業団地内
2月	塩竈神社節分祭	塩竈神社
	やいたみんなのつどい	
	フェスタ in YAITA	矢板公民館・矢板市立図書館
3月	岩戸太々神楽（多賀三島神社）	多賀三島神社
4月	木幡神社春季例大祭（太々神楽）	木幡神社
5月	軽トラ市	東通り
	つつじまつり	長峰公園
7月	八坂祭（塩竈神社）	塩竈神社
8月	やいた八方ヶ原ヒルクライムレース	八方ヶ原
	光と音のあんどんまつり	宮川（川崎城跡公園東側）
10月	つつじの郷やいた花火大会	中川
	木幡神社秋季例大祭	木幡神社
	サッカーフェスティバル	とちぎフットボールセンター
	泉地域ふれあい祭り	泉公民館
	軽トラ市	東通り
11月	福祉まつり	矢板市役所
	健康まつり	矢板市体育館
	秋祭りを楽しもう	
	市文化祭	矢板市生涯学習館
	消防まつり	
	図書館まつり	矢板市立図書館
	矢板たかはらマラソン大会	矢板運動公園
	片岡地区コミュニティ文化祭	片岡公民館
12月	矢板駅・片岡駅前イルミネーション	JR 矢板駅・JR 片岡駅
	暮市	JR 矢板駅東等

資料：矢板市 2021 市民生活ガイドブック&市勢要覧等



木幡神社春季例大祭（太々神楽）



軽トラ市



やいた八方ヶ原ヒルクライムレース



つつじの郷やいた花火大会



矢板たかはらマラソン



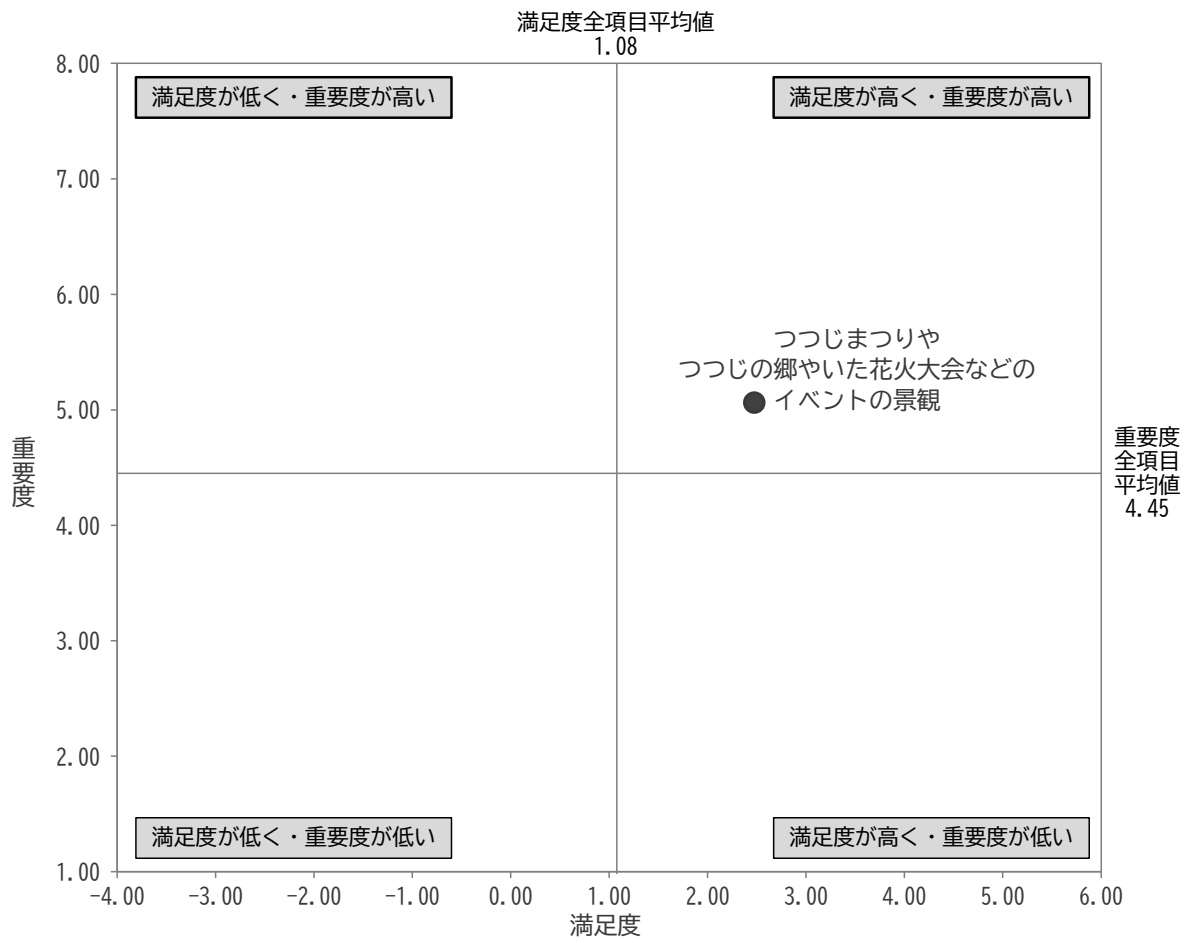
矢板駅前イルミネーション

●課題

アンケート調査の満足度・重要度の設問では、つつじまつりやつつじの郷やいた花火大会などのイベントの景観に対して満足度・重要度とも平均値を上回っています。これらは本市を特徴づける景観のひとつになっていることから、今後も大切に継承・活用していく必要があります。

その他、市内で開催される伝統行事やイベント等の情報の適切な発信を求める意見もあることから、情報の収集・発信の仕組等を検討する必要があります。

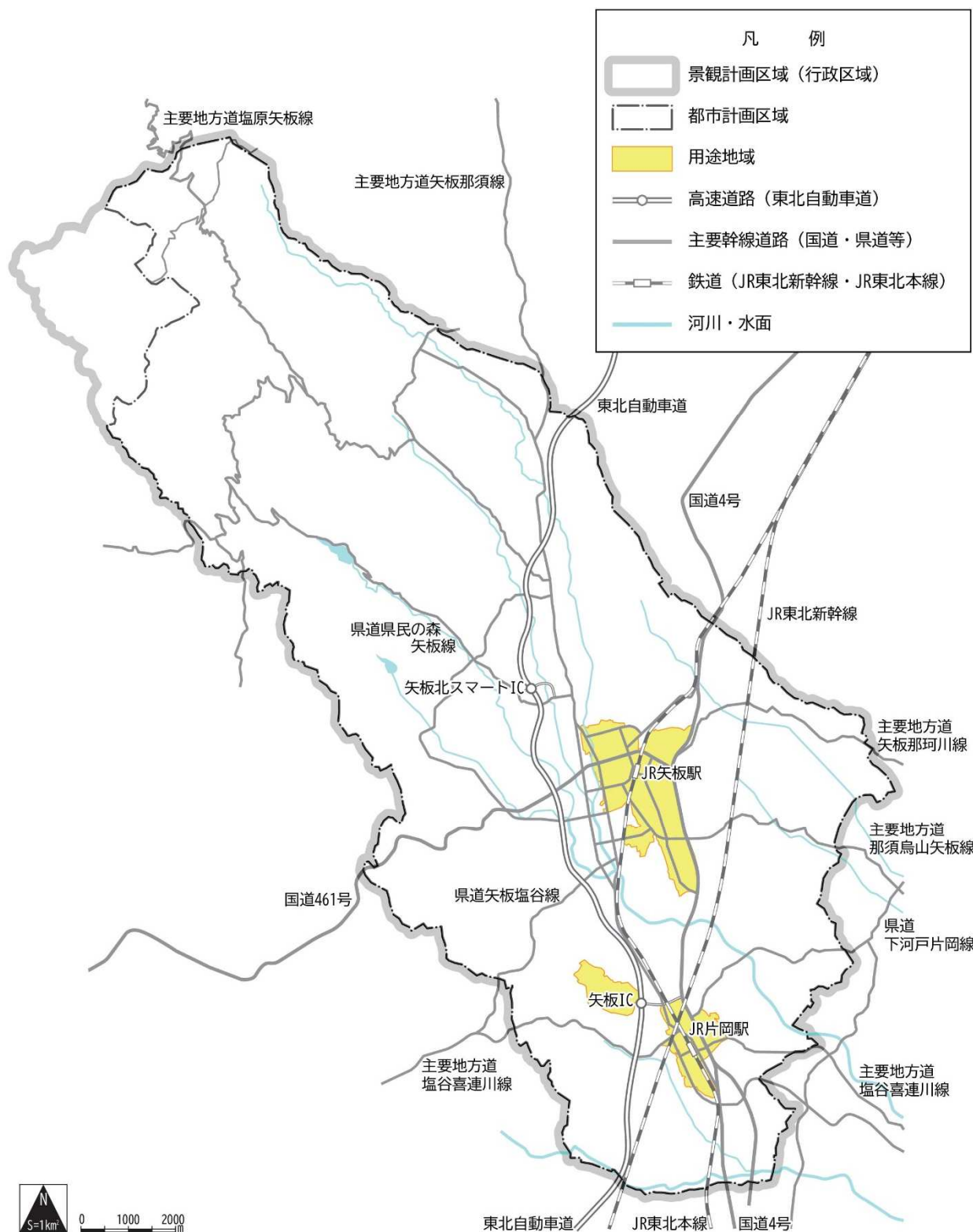
【アンケート調査結果（満足度・重要度）】



2章 景観計画区域

1. 景観計画区域

市全域において、一定の基準により建築物等の誘導を進めることにより良好な景観を形成する必要があることから、景観計画区域は矢板市全域とします。



2. 景観形成重点区域

(1) 基本的な考え方

本市の景観まちづくりを進めるにあたっては、市民や事業者の意向を踏まえるとともに、理解を得ながら、段階的に景観まちづくりを進めていくこととします。

矢板市全域を景観計画区域として緩やかに景観誘導を図るとともに、市民や事業者等との協働により、地域の特性に応じたきめ細かな景観形成を図るべき区域として景観形成重点区域を指定するものとします。

(2) 景観形成重点区域の指定の方針

景観形成重点区域として指定する区域は、次に掲げる地域のうち、市民や事業者の理解が得られた地域とします。

- 本市の象徴的な景観や地域のシンボルとなっている景観を有する地域
- 新たな魅力ある景観の創出を目指す地域
- 市民や事業者の発意により、継続的に景観まちづくりを進める地域

その指定に当たっては、市民や事業者の意向に加えて、景観に関する専門家等の意見も踏まえ、当該地区の景観形成の目標を定めるほか、景観形成方針、届出対象行為、景観形成基準（形態・意匠、色彩、緑化等）を定めることとします。

3章 良好な景観の形成に関する方針

1. 景観まちづくりの基本的考え方

本市を地理的にみると、北部は高原山へ続く森林地帯で、市の東西方向はなだらかな丘陵地となっており、市の中南部を箒川、内川、荒川が流れ、肥沃な田園地帯を形成しています。

本市の景観は、高原山のふもとに広がる自然の恵み豊かな大地のもと、いにしえより先人たちが守り育ててきた優れた自然環境、築いてきた伝統、培われてきた文化や産業を育み発展させ、生活や産業を営みながら、長い年月を重ねて形成されたものです。

多くの市民が魅力的と感じる景観は、自然や歴史、地形風土などの基盤となる景観、また、生活と産業が密接に関係した集落などの自然との関わりを感じる景観であり、これらが原風景として認識されているものと考えられます。

一方、市街地や大規模施設などの新たに造られた建造物の景観については、魅力的と感じる市民は少ないものの、長峰公園や道の駅やいたなどの景観は市民に親しまれています。

本市においては、このような特性を理解し、自然、歴史、地形風土、生活と産業が密接に関係した集落景観を守るとともに、これまで積み重ねられてきた市街地の成り立ちなどを生かしつつ、新たな都市的景観を創造していくものとします。

同時に、良好な景観を阻害している要素を改善し、市民、事業者、行政の協働によって矢板の景観まちづくりを推進していくこととします。

景観を構成する主な要素

景観の基盤となる
地形風土

生活や産業などの
営み

市や地域に対する
想い

景観まちづくりの将来像

人々の営みや想いを積み重ね
未来へつなぐ活力ある景観まちづくり

景観形成のキーワード

まもる

いかす

つくる

ととのえる

はぐくむ

2. 景観形成の基本目標

景観まちづくりの将来像を踏まえ、これからの景観形成の基本方針を以下のように定めます。

【関連する SDGs の目標】

矢板らしい景観を

まもる

いかす



- 矢板を象徴する高原山などの地形風土をまもり、いかします。
- 木幡神社や荒井家住宅などの歴史的建造物をまもり、いかします。
- 木幡神社例大祭やつつじの郷やいた花火大会などの文化的行事や旧宿場をしのばせる街並みをまもり、いかします。

矢板らしい景観を

つくる



- 周辺環境と調和した市街地景観や地域のシンボルとなる景観をつくります。
- 市民・事業者の景観まちづくりへの関心を高め、参加を促す仕組みや景観まちづくりを支える支援体制をつくります。

矢板らしい景観を

ととのえる



- 高原山の眺望の阻害や適切に管理されていない建造物などの課題となる部分を改善し、景観をととのえます。

矢板らしい景観を

はぐくむ



- 市民・事業者に矢板の景観に対する興味・関心や誇り・愛着をはぐくみます。

3. 景観構造別の景観形成方針

本市の景観構造は、地形の特徴や土地利用状況等を基に、景観を構成する面的景観、線的景観、点的景観の3つの要素に区分し、景観形成方針を設定します。

(1) 面的景観

面的景観は、矢板市都市計画マスタープランの土地利用の基本方針図を基に、景観特性や土地利用としてのまとまりを形成している面的なエリアを「景観ゾーン」として区分し、景観形成方針を設定します。

山地・丘陵地景観ゾーン

山地・丘陵地景観ゾーンは、豊かな森林及び水資源などの自然環境の保全を基本に、周辺環境と集落が調和した、奥行きのある山地・丘陵地景観の形成を基本とします。

- ・農地・集落の土地利用区分を保持し、奥行きのある田園景観を守ります。
- ・持続的な森林資源の確保や耕作放棄地の発生防止など、農林業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を促します。
- ・集落における新たな建築物や工作物の建築等に際しては、周辺との調和に配慮します。
- ・林間住宅地では、良好な住宅地景観の維持保全のため、建築物や工作物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。
- ・案内誘導等の屋外広告物の設置は最小限に抑えるとともに、周辺景観を阻害しないように配慮します。

田園景観ゾーン

田園景観ゾーンは、山並みや河川を背景に平地に広がる農地と屋敷林に囲まれた集落が調和した、広がりのある田園景観の形成を基本とします。

- ・農地・集落の土地利用区分を保持し、広がりのある田園景観を守ります。
- ・平地林、屋敷林の荒廃や耕作放棄地の発生防止など、農業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を促します。
- ・集落における新たな建築物や工作物の建築等に際しては、周辺の農地との調和に配慮します。
- ・案内誘導等の屋外広告物の設置は最小限に抑えるとともに、周辺景観を阻害しないように配慮します。

市街地景観ゾーン

市街地景観ゾーンは、地域特性や土地利用状況により駅周辺商業地区、沿道型商業地区、住宅地区、産業地区の4つに区分します。

《共通》

- ・ 緑豊かでゆとりのある市街地景観の形成に努めます。
- ・ 案内誘導等の屋外広告物は必要以上に設置することを控えるとともに、周辺景観と調和するよう努めます。
- ・ 空き店舗や空き地等では、周辺景観との調和に配慮するため、適切な管理に努めます。

《駅周辺商業地区》

- ・ JR 矢板駅及び片岡駅周辺の商業地では、それぞれの地区特性を生かしたにぎわいのある景観となるよう誘導します。
- ・ 特に JR 矢板駅西側の商業地では、建築物や屋外広告物の改修などを促進し、魅力ある街並み景観の創出に努めるとともに、ストリートファニチャーの設置や魅力ある歩道、遊歩道の創出など人が集まる工夫を行い、活性化を図ります。

《沿道型商業地区》

- ・ 国道 4 号沿道等の沿道型商業地区では、ゆとりのある空間や眺望を確保するため、建築物や工作物の配置や規模、形態などに配慮し、開放的にぎわいのある景観となるよう誘導します。

《住宅地区》

- ・ 住宅地区では、落ち着いた住宅地景観の形成のため、建築物や工作物の形態や色彩などが周辺景観と調和するよう誘導します。

《産業地区》

- ・ 矢板南産業団地等の工業地では、建築物や工作物は落ち着いた形態や色彩とするなど、周辺景観と調和するよう誘導します。
- ・ 矢板工業団地の未利用地では、土地の利活用の方向性に応じて、建築物や工作物の形態や色彩などを検討します。

(2) 線的景観

本市の景観の骨格をなす東北自動車道や国道 4 号等の主要な道路や JR 東北本線（宇都宮線）、内川や宮川、荒川などの河川を「景観軸」として位置づけ、景観形成方針を設定します。

交通景観軸：東北自動車道、国道 4 号、国道 461 号、主要地方道矢板那須線、主要地方道矢板那珂川線、主要地方道塩谷喜連川線、主要地方道塩原矢板線、主要地方道那須烏山矢板線、県道矢板塩谷線、県道下河戸片岡線、県道県民の森矢板線、東北新幹線、JR 東北本線（宇都宮線）

- ・景観の軸となる道路、鉄道などの周辺では、背景となる山並み景観や田園景観、街並み景観に調和するよう建築物や工作物、屋外広告物の配置・規模・高さ、形態・意匠及び色彩などに配慮します。
- ・橋梁などの構造物や占用工作物は、背景となる山並み景観や田園景観、街並み景観と調和した形態・意匠や色彩などに配慮します。
- ・道路や鉄道が良好な視点となる場合は、視点の場としての整備や管理に努めます。

河川景観軸：箒川、内川、荒川、宮川、江川、金精川、天沼川等

- ・上流域では、自然の営みにより形成された溪谷の景観を保全します。
- ・人々の営みにより整備された中流域の河川堤防や堰などの構造物、占用工作物は、河川周辺の環境と調和した景観の形成を図ります。
- ・河川堤防や橋梁などの眺望点となる場合は、散策路などの視点場の確保や、うるおいを感じられる良好な河川の維持管理に努めます。

(3) 点的景観

地域のシンボルとなる景観要素を有する場所や特徴的な景観資源が集積している場所を「景観拠点（地区）」として位置づけ、景観形成方針を設定します。

交通拠点

- ・本市の鉄道による玄関口となる JR 矢板駅及び JR 片岡駅を交通拠点とし、市街地のシンボルとしてふさわしい魅力的な景観形成に努めます。
- ・自動車による主要な玄関口となる矢板インターチェンジ及び矢板北スマートインターチェンジを交通拠点とし、周辺の景観と調和するよう配慮します。

スポーツ・レクリエーション地区

- ・2面の人工芝サッカー場とクラブハウスを備える「とちぎフットボールセンター」や文化・スポーツ複合施設、北関東有数のツツジの名所として知られる「長峰公園」、矢板運動公園及び川崎城跡公園といった大規模公園をスポーツ・レクリエーション地区とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう建築物や工作物の建築等に配慮します。

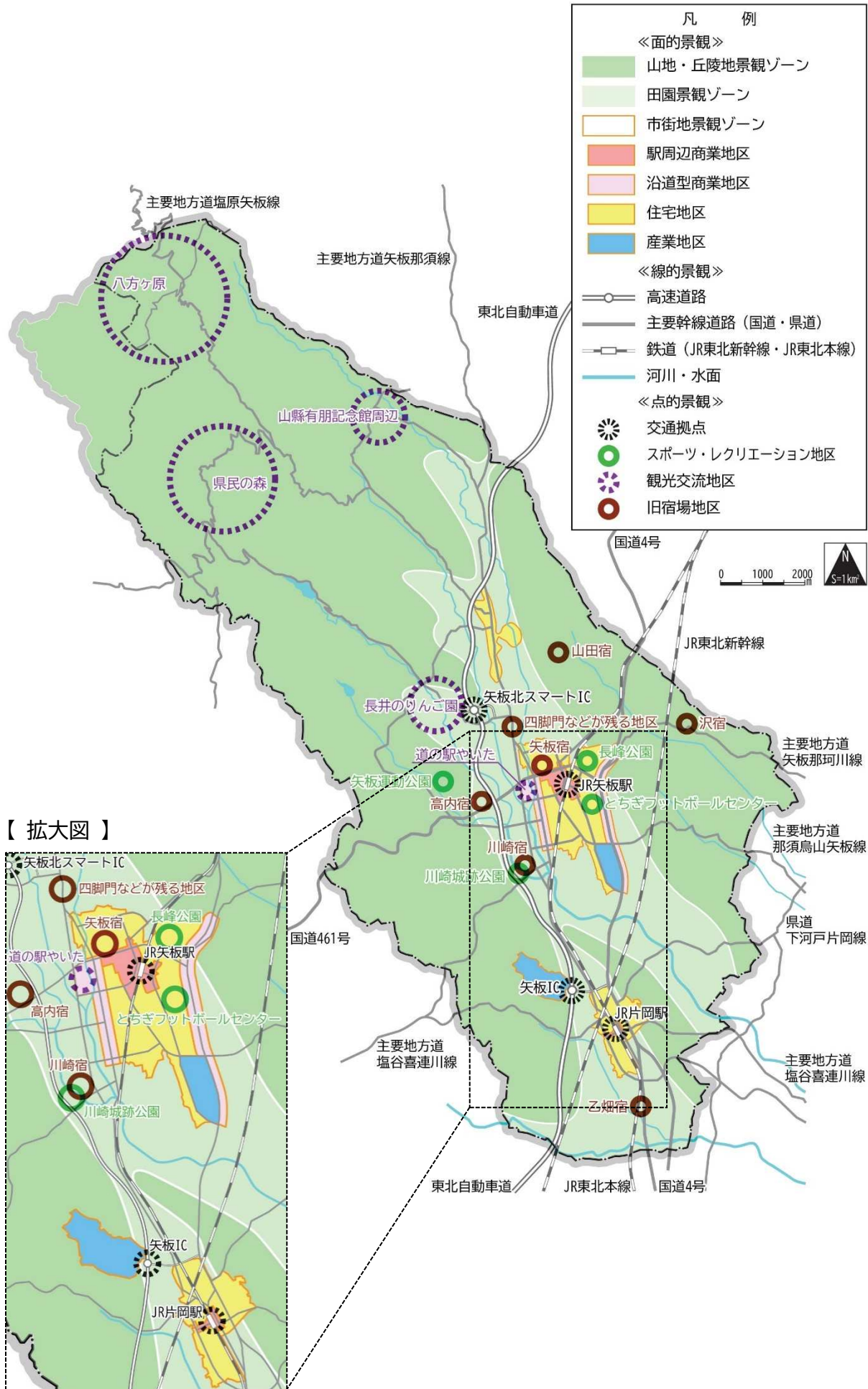
観光交流地区

- ・主要地方道矢板那須線沿道の「道の駅やいた」、日光国立公園の一部である「八方ヶ原」と「県民の森」、県内一の出荷量を誇る「りんご園」を観光交流地区とし、地区の特性や周辺景観と調和するよう建築物や工作物の建築等に配慮します。

旧宿場地区

- ・会津中街道及び日光北街道の宿場であった集落などを旧宿場地区とし、現在も残る長屋門や四脚門、蔵等の歴史的景観資源を保全・活用し、往時の面影をしのばせる歴史的街並み景観の形成に努めます。

【 景観構造図 】



4章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 建築物等の行為の制限の考え方

良好な景観は、市民・事業者・行政にとって共有のかけがえのない財産です。良好な景観を保全・継承し、新たに創出していくためには、みんながその重要性を深く理解し、景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標に基づき、建築物の建築などの景観形成に関わるすべての行為について、配慮することが大切だと考えます。

このため、それぞれが共有する配慮事項として景観形成基準を定めます。

特に、景観形成に影響を与える一定規模の行為に対しては、景観法に基づく届出を義務づけます。

建築物の建築など景観形成に関わるすべての行為 (届出対象行為に該当しない行為)

景観形成の基本目標、景観構造別の景観形成方針及び景観形成基準(行為の制限)に基づき、良好な景観形成のため配慮に努めます。

一定規模の行為(届出対象行為)

矢板市景観計画及び矢板市景観条例に基づく届出により、良好な景観形成を行います。

2. 建築等の行為の制限事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為とは、景観法に基づく届出が必要となる建築物や工作物の建築、開発行為などの一定規模を超える行為(46~48 ページ表の届出対象規模参照)です。

特に本市では、矢板市景観条例に基づき、周辺景観に大きな影響を与える一定規模を超える大規模行為(46~48 ページ表の大規模行為規模参照)は、景観法に基づく届出の前に、事前協議を行うものとします。

この事前協議制度は、景観形成の基本目標や景観構造別の景観形成方針等の内容を計画の早期段階から計画に反映していただくことで、景観法に基づく届出を円滑に進めるため実施するものです。

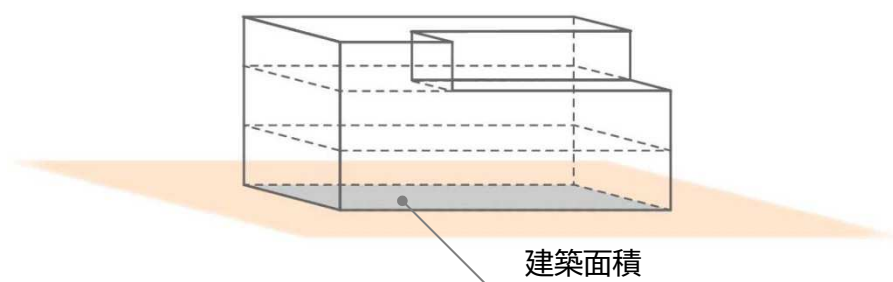
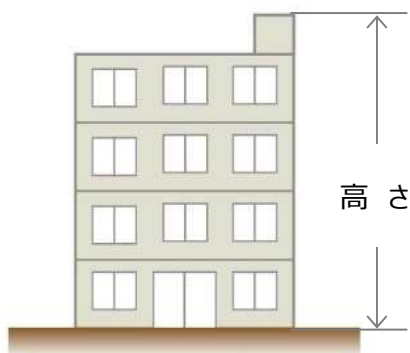
(2) 特定届出対象行為

特定届出対象行為については、届出対象行為のうち「建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」とします。

【届出対象行為】

《建築物》

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備 考
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10m 又は建築面積 500 m ² を超えるもの	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの	特定届出対象行為

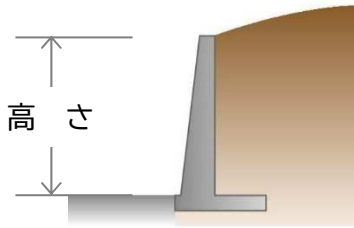


《工作物》

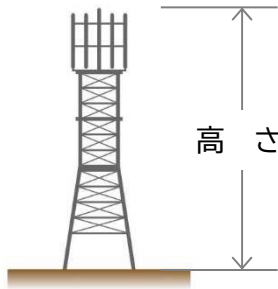
行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備 考	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	①さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁等	高さ 3mを超えるもの	高さ 5mを超えるもの	特定届出対象行為
	②煙突、排気塔等 ③鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ④記念塔、電波塔、物見塔等 ⑤高架水槽、冷却塔等 ⑥広告塔、広告板等 ⑦彫像、記念碑等	高さ 10mを超えるもの	高さ 15mを超えるもの	
	⑧電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さ 15mを超えるもの	高さ 20mを超えるもの	
	⑨観覧車、メリーゴーラウンド等の遊戯施設 ⑩アスファルトプラント等の製造施設 ⑪ガス、石油、穀物等を貯蔵し、又は処理する施設 ⑫自動車車庫の用に供する施設 ⑬汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	高さ 10m又は築造面積 500㎡を超えるもの	高さ 15m又は築造面積 1,000㎡を超えるもの	
	⑭再生可能エネルギーに関連する自立型の構造物	■山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 500㎡を超えるもの ■その他のゾーン 高さ 2mを超えるもの又は区域面積 1,000㎡を超えるもの	■山地・丘陵地景観ゾーン 高さ 5mを超えるもの又は区域面積 1,000㎡を超えるもの ■その他のゾーン 高さ 5mを超えるもの又は区域面積 5,000㎡を超えるもの	

※上記に記載のない工作物は都市整備課に確認

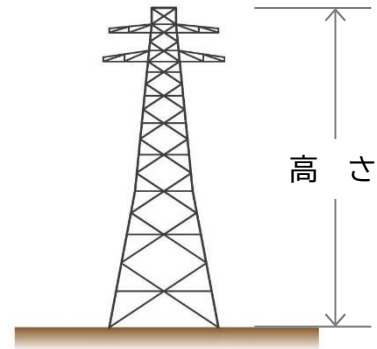
●擁壁



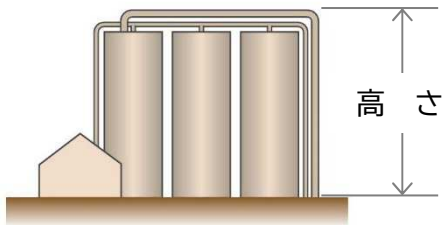
●電波塔



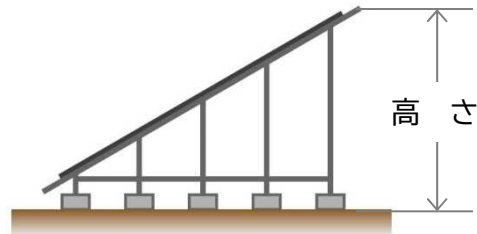
●鉄塔（電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物）



●プラント

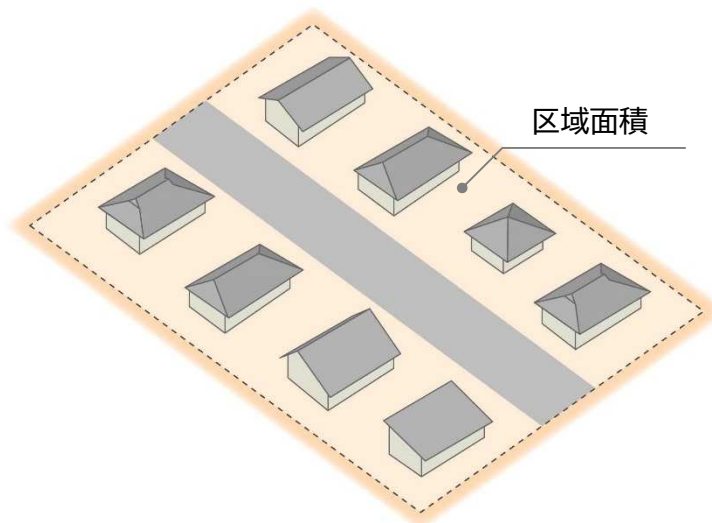


●太陽光発電施設



《開発行為》

行為の種類	届出対象規模 (届出が必要なもの)	大規模行為規模 (事前協議が必要なもの)	備考
都市計画法で規定する 開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ■山地・丘陵地景観ゾーン 区域面積 1,000 m²を超えるもの ■その他のゾーン 区域面積 3,000 m²を超えるもの 	—	

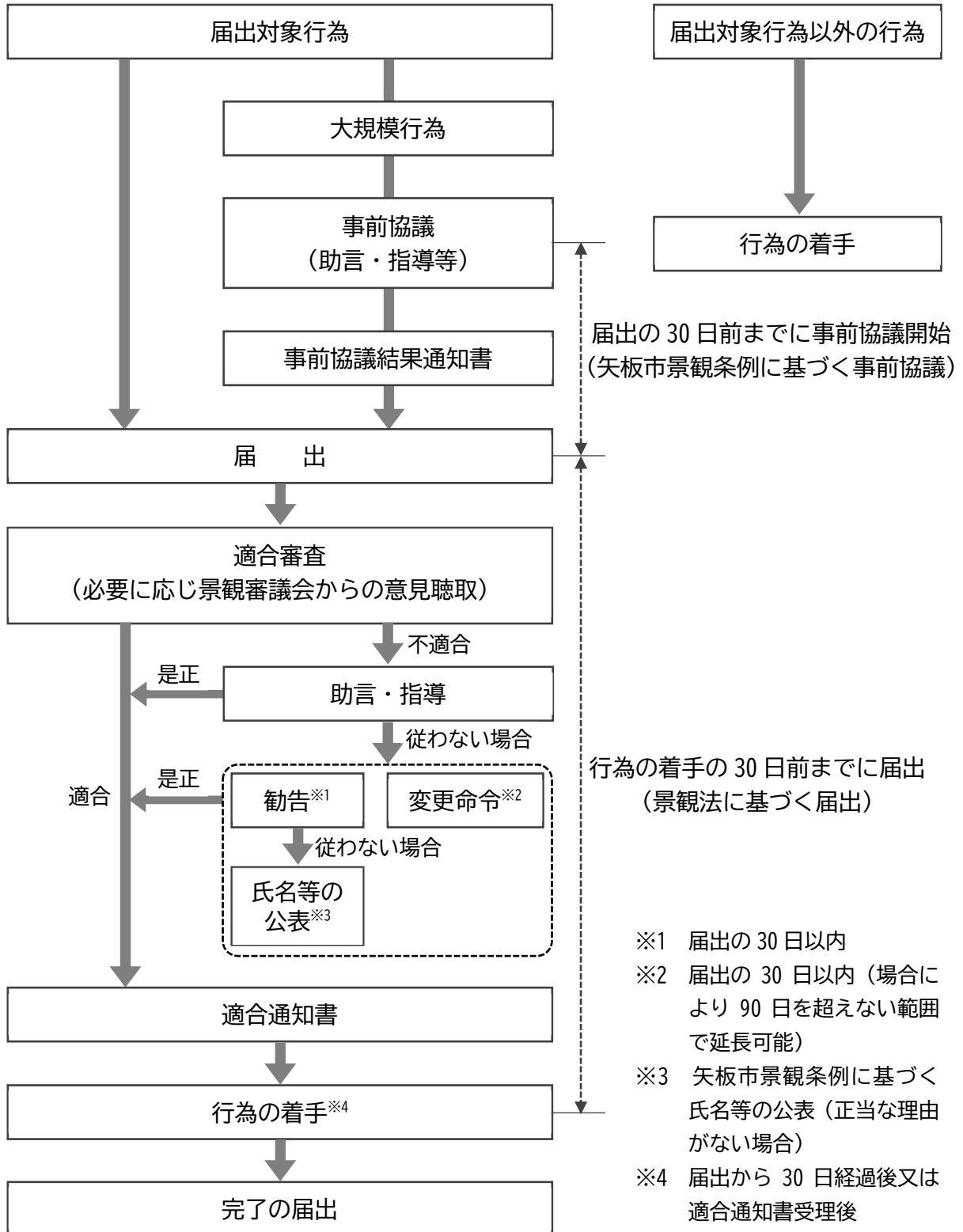


3. 届出等手続きの流れ

本市では、届出対象の行為者は、行為の場所や期間、種類、施工内容などについて、行為の着手の30日前までに、景観法に基づく届出を行う必要があります。

特に大規模届出対象の行為者は、矢板市景観条例に基づき事前協議を行う必要があります。事前協議は、景観法に基づく届出の30日前までに開始するものとします。

【行為の届出手続きの流れ】※大規模行為のみ事前協議を実施する



4. 景観形成基準

景観計画区域における景観形成基準は、景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項をまとめたものです。

景観形成重点区域の景観形成基準については、地区住民や事業者の意見・提案等を取り入れながら、特性を生かしたきめ細かな景観形成基準を区域ごとに定めていきます。

(1) 共通事項

区分	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。 景観法（平成16年法律第110号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。 見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。

(2) 建築物

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
位置及び規模	地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	●	●	●
	山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	●	—	—
	道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。（大規模行為限定）	●	●	●
	建築物の周辺には、できる限り空地を確保すること。（大規模行為限定）	●	●	●
	歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	●	●	●
	水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※

●：良好な景観まちづくりのために遵守する項目

◎：良好な景観まちづくりのために努力する項目

※：より良好な景観まちづくりのために配慮する項目

—：該当しない項目

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
形態及び意匠	• 建築物全体として調和のとれた形態及び意匠とすること。	●	●	●
	• 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●
	• 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような形態及び意匠とすること。（大規模行為限定）	●	●	●
	• 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	◎	◎	◎
色彩	• 周辺の景観に調和する彩度及び明度の色彩とすること。	●	●	●
	• 地域の特性に配慮した色彩とすること。	●	●	●
材料	• 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	◎	◎	◎
	• 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	◎	◎	◎
敷地の緑化	• 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	●	●	◎
	• 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	●	●	●
	• 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	●	●	●

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、街並み、隣接する敷地等との不調和が生じないようにすること。(大規模行為限定) 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 	◎	◎	◎
	<ul style="list-style-type: none"> 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。(大規模行為限定) 	◎	◎	◎
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に附帯する広告物は、建築物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。 	※	※	※

- ：良好な景観まちづくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観まちづくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観まちづくりのために配慮する項目
- ：該当しない項目

(3) 工作物

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
位置及び規模	• 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	●	●	●
	• 山稜の近傍にあっては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	●	—	—
	• 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。(大規模行為限定)	●	●	●
	• 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	●	●	●
	• 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	※	※	※
形態及び意匠	• 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●
	• 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	●	●	●
色彩	• 地域の特性に配慮し、周辺の景観に調和する色彩とすること。	●	●	●
材料	• 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	◎	◎	◎
	• 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	◎	◎	◎

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。 	●	●	◎
	<ul style="list-style-type: none"> 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。 	●	●	●
その他	<ul style="list-style-type: none"> 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないよう配慮すること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。(大規模行為限定) 	◎	◎	◎
	<ul style="list-style-type: none"> 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。 	●	●	●
	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。 	※	※	※
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルは、位置や規模、形態、意匠、色彩、光沢、反射など周辺環境に配慮すること。 	●	●	●

- ：良好な景観まちづくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観まちづくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観まちづくりのために配慮する項目
- ：該当しない項目

(4) 開発行為

区分	景観形成基準	ゾーン区分		
		山地・丘陵地	田園	市街地
土地の形状及び緑化	・ 長大なのり面及び擁壁が生じないように、できる限り現況の地形を生かすこと。	●	●	●
	・ のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ること。	●	●	●
	・ 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。	●	●	●
その他	・ 優れた景観を形成する樹木等がある場合は、その保全及び活用を図ること。	●	●	●

- ：良好な景観まちづくりのために遵守する項目
- ◎：良好な景観まちづくりのために努力する項目
- ※：より良好な景観まちづくりのために配慮する項目
- ：該当しない項目

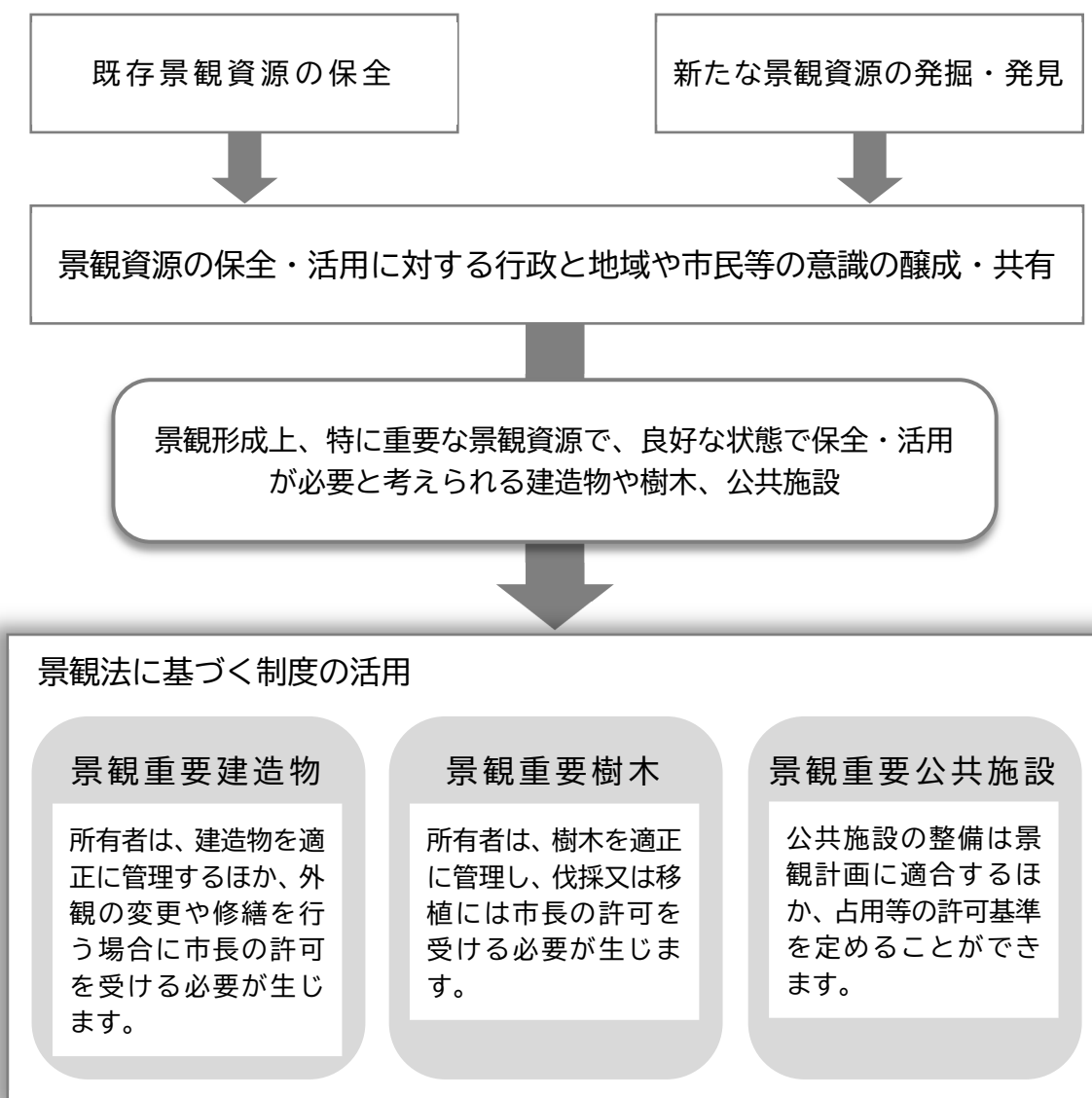
5章 良好な景観形成に関する事項

1. 景観資源の保全・活用に向けた考え方

本市の魅力的な景観形成を進めるためには、地域の景観資源を生かしたまちづくりが重要です。特に、地域のシンボルとなり市民に親しまれている建造物や歴史のある樹木など、また、特徴的な道路・河川・公園などの公共施設は、地域の誇りや市民・事業者への愛着のある景観まちづくりに大きな役割を果たすものです。

今後、既存の景観資源とともに、新たな景観資源を発掘・発見し、地域による景観まちづくりにより保全・活用していきます。

特に、景観まちづくりを進める上で重要な建造物や樹木、公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。



2. 景観重要建造物に関する事項

(1) 景観重要建造物の指定の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針について定めます。

景観重要建造物の指定は、次の指定方針に基づき所定の手続きを経て市長が行うものとしします。

指定方針1：地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない建造物を指定します。

指定方針2：地域の歴史や文化を伝え、特徴的な意匠が見られる建造物を指定します。

指定方針3：地域の人々に親しまれている建造物を指定します。

(2) 景観重要建造物の指定の基準

指定にあたっては、次の指定基準を満たすこととしします。

指定基準1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの

指定基準2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準3：次のいずれかの視点により矢板市の景観を特徴づけるもの

○景観計画に基づく本市の景観形成に大きく寄与する建造物

○外観が歴史的な様式を継承していたり、文化的に重要な役割を担う建造物

○地域のシンボルとして、市民や事業者に親しまれる等、地域の景観形成に取り組む上で重要な建造物

【 景観重要建造物の指定候補例 】



矢板武旧宅

3. 景観重要樹木に関する事項

(1) 景観重要樹木の指定の方針

景観法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する景観法第 28 条第 1 項の景観重要樹木の指定の方針について定めます。

景観重要樹木の指定は、次の指定方針に基づき所定の手続きを経て市長が行うものとします。

指定方針 1：地域のランドマークとして、良好な景観の形成を図る上で欠くことのできない樹木を指定します。

指定方針 2：地域の歴史や文化を伝え、特徴的な樹姿が見られる樹木を指定します。

指定方針 3：地域の人々に親しまれている樹木を指定します。

(2) 景観重要樹木の指定の基準

指定にあたっては、次の指定基準を満たすこととします。

指定基準 1：道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの

指定基準 2：所有者及び管理者の合意が得られたもの

指定基準 3：次のいずれかの視点により矢板市の景観を特徴づけるもの

○地域の目印やシンボルとして市民や事業者に親しまれているもので、地域の景観形成の上で重要な樹木

○樹容（樹木の外観の姿）が景観上の特徴を有する樹木

○市民や事業者から景観形成上重要なものであると提案された樹木

【 景観重要樹木の指定候補例 】



泉のエノキ



JR 矢板駅西口のヒマラヤスギ

4. 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

道路・河川・公園等の公共施設は、地域の景観形成における重要な要素であり、周辺の自然環境や街並みと調和した施設デザインや管理が求められます。

このため、本市の景観形成において重要な公共施設（道路・橋梁・河川・公園等）については、景観重要公共施設に位置づけ、公共施設管理者等との協議を図りながら、景観上配慮すべき事項等を確認するとともに、同意の上で施設の整備に関する事項及び占用等の基準を定め、景観に配慮した施設整備を推進します。

(1) 景観重要公共施設の整備の方針

公共施設は、本市や地域のシンボルとなるものであることから、景観重要公共施設の整備にあたっては、次の整備方針に基づき、周辺環境に調和する良好な景観形成に努めます。

整備方針 1：公共施設の形態・意匠は、周辺環境との調和に配慮し、周辺景観と一体となったデザインとします。

整備方針 2：公共施設の色彩は、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基本とします。

整備方針 3：公共施設の敷地内は、花や樹木による緑化を推進し、潤いのある公共施設空間を創出します。

(2) 景観重要公共施設の選定の基準

選定にあたっては、次の選定基準を満たすこととします。

選定基準 1：地域のシンボルとして市民に親しまれている公共施設

選定基準 2：特徴的な景観を有する公共施設

選定基準 3：景観的な影響が大きいと考えられる公共施設

選定基準 4：新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設

【 景観重要公共施設の選定候補例 】



長峰公園



ともなり橋

5. 屋外広告物の表示・設置に関する事項

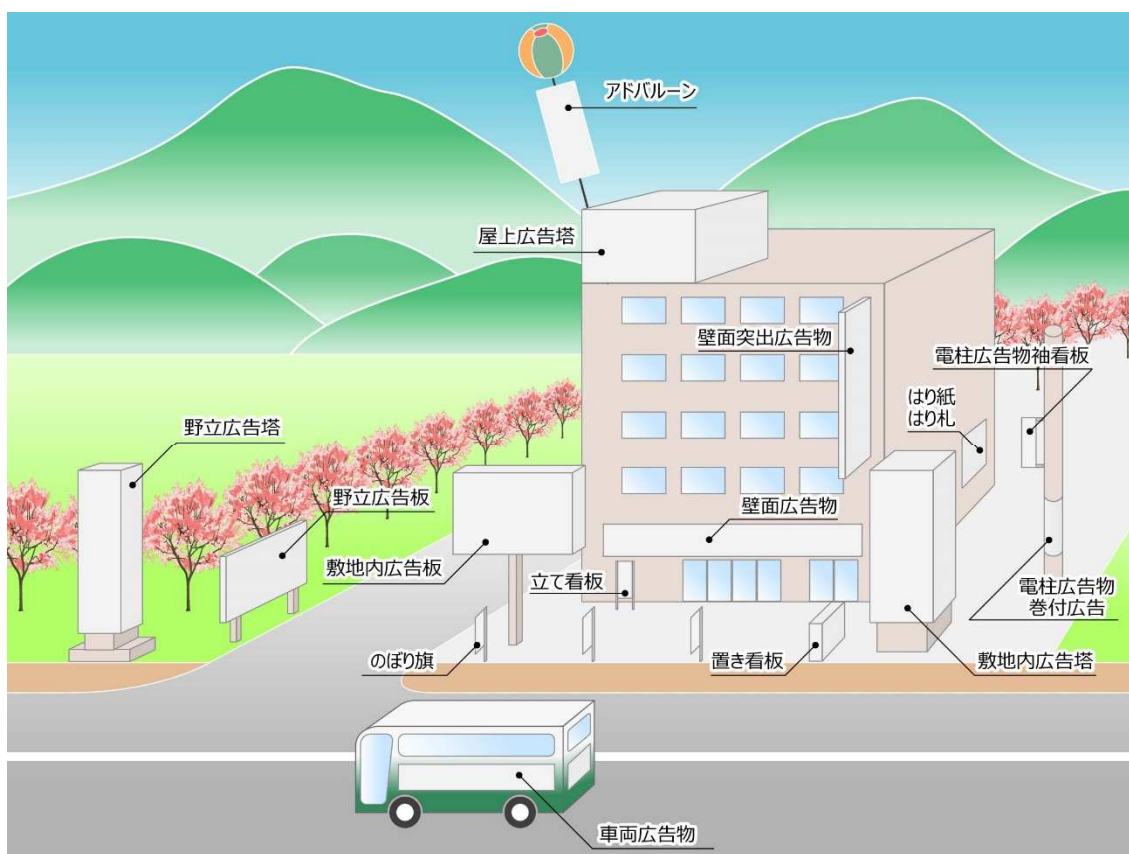
屋外広告物は、市民や来訪者に必要な情報を与える重要な要素であるとともに、にぎわいのある街並みを演出する効果もあります。しかしながら、視対象を遮る位置に設置したり、規模や数が過大であったり、派手な色彩の屋外広告物が無秩序に氾濫していると、良好な景観を阻害する要因になることもあります。

現在本市では、栃木県屋外広告物条例（昭和39年10月1日 栃木県条例第64号）に基づき、屋外広告物の表示・掲出等について規制を行っています。

当面は、栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用により、屋外広告物の規制・誘導を図りますが、本市の様々な景観資源や良好な眺望点の周辺は、景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、地域の特性や実状に応じた取組を推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく市独自の屋外広告物条例の制定を検討します。

また、屋外広告物の先導的な役割を持つ公共サインについて、整備の基本方針や具体的な基準を定めた公共サイン計画の策定を検討します。

【 身近な屋外広告物の種類 】



6. 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について

太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設は、本市の景観形成において大きな影響を与えるものであることから、景観まちづくりを推進する上で軽視できないものであり、これまで受け継がれてきた豊かな自然景観や歴史・文化的景観を損ねる要因になる恐れがあります。

しかし、太陽光発電施設等による再生可能エネルギーは、環境への負荷が少なく温室効果ガス排出量の削減等を図ることが期待できるため、本市の環境政策としても推進すべきものの一つでもあります。

現在、本市では、防災、環境保全、景観保全等の面から太陽光発電施設と地域との調和を図ることを目的として栃木県が策定した「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づき、一定の規制が行われています。

本市は、景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標等を実現するため、一定規模以上の太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設を、届出対象行為に位置づけ、景観形成基準を設定することとしました。

6章 景観まちづくりの推進方策

1. 景観まちづくりの進め方

現在の景観を維持しつつ、更に良好な景観形成を推進するためには、市民・事業者・行政がそれぞれに対応するのではなく、本市の景観の価値や景観まちづくりの将来像等を共有した上で、個々の役割を可能なところから着実に進めていく必要があります。

そのため、本市の景観まちづくりは、市民・事業者・行政が本計画の将来像のもと、協働により推進していくこととします。

(1) 市民の役割

市民は、地域の景観やまちづくりに興味や関心を持つことを契機として、本計画の将来像に基づき、日常生活や産業活動等の営みが景観を形成していることを意識し、市民が自らできることを自発的に進めていくことが重要です。

市民一人一人の行動が地域から市全体に広がるように、積極的な市民参加による景観形成活動を推進します。

- すべての市民が景観まちづくりに興味・関心を持つ
- 景観計画をはじめとする景観まちづくり施策を認識・理解する
- 自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化・緑化に努める
- 景観まちづくりについて学ぶ場や機会への参加・協力を努める

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動や経済活動等が本市の景観形成に与える影響について認識し、本計画の将来像に基づき、専門的知識や経験等を生かして良好な景観形成に積極的に取り組むとともに、事業者も本市の景観形成の重要な担い手であることや、その役割を理解し、景観まちづくりへの積極的な参加や協力により景観形成活動を推進します。

- すべての事業者が景観まちづくりに興味・関心を持つ
- 景観計画をはじめとする景観まちづくり施策を認識・理解する
- 自己の建築物等の景観的配慮や敷地内における環境美化・緑化に努める
- 景観まちづくりについて学ぶ場や機会への参加・協力を努める

(3) 行政の役割

行政は、関係機関や市民、事業者と調整を図りつつ、良好な景観形成に向けた施策の推進を図ります。

また、協働による景観形成のため啓発活動や情報発信、活動の支援や推進体制等を充実し、景観形成重点区域等の地域特性に合わせた景観形成を推進します。

- 矢板市景観計画をはじめとする景観施策の普及・啓発を推進する
- 市民・事業者の景観まちづくりに対する意識向上のためのPR活動を推進する
- 景観まちづくりについて学ぶ場や機会を提供する
- 市民・事業者の景観まちづくりに関する活動を支援する
- 民間のモデルとなる魅力的な公共空間を創出する
- 教育機関と連携した景観まちづくり教育を実践する

2. 景観まちづくりの取組ステップ

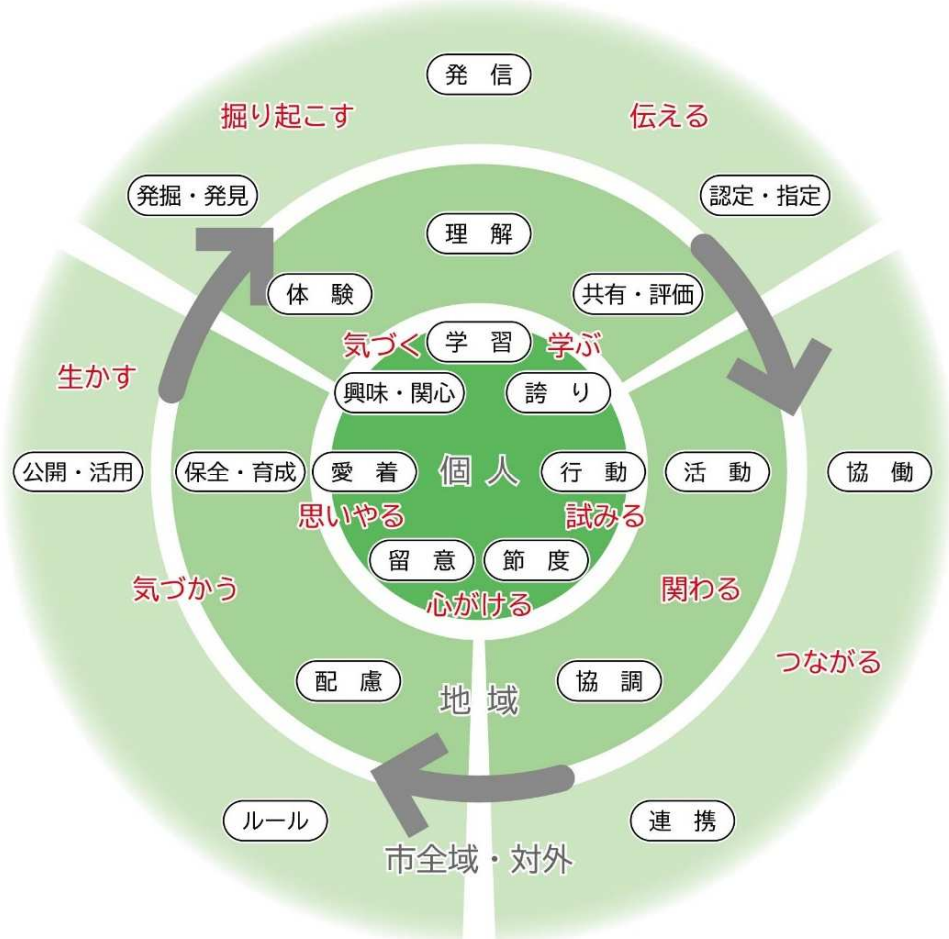
景観まちづくりの将来像の実現に向けて多様な景観まちづくり施策を推進していくために、まずは、多くの市民・事業者が景観に興味・関心を持ち、景観形成への配慮意識を高め、実際に身の周りの景観形成に取り組んでいくようにするなど、意識の醸成や自発的行動を促していくことが重要になります。

このため、市民・事業者が本市の景観の現状に『気づき』、景観の価値や評価などについて知ることができるよう景観を体験する機会や『学び』の場を設ける、身近な景観に対する意識の啓発や情報提供を行う、景観まちづくりを『試みる』よう誘導・促進するなど、市民・事業者の意識や行動の段階に応じて、効果的な取組を提供していくことが必要です。

市民・事業者の中には、すでに景観やまちづくりに関心が高く、行動している人もいます。このような市民・事業者と協力しながら、まちづくりの観点から景観の良さや大切さを『伝え』、矢板の景観のファン・サポーターを増やし、地域の景観まちづくりへの『関わり』を広め、さらに多様な主体や他分野、他の地域などと『つながる』取組を進めていくこととします。

このような、市民・事業者にとってほしい景観まちづくりへの意識や行動として取り組む事項を、個人レベル、地域などでの活動レベル、市全域や対外的につなげていく協働レベルに分けた「景観まちづくりの取組ステップのイメージ」を示します。

【 景観まちづくりの取組ステップのイメージ 】



3. 景観まちづくりの推進方策

(1) 景観に関する意識の啓発

①景観まちづくりに関するPRや情報発信・共有

景観計画の内容や地域の大切な景観資源などの情報について、市民・事業者へ発信し、共有に努めます。

- ・パンフレットや広報紙、ホームページ・SNSの活用
- ・矢板の景観ツアーの実施
- ・景観まちづくりへの配慮事項等の景観形成ガイドラインなどの作成 等

②景観まちづくりに関する学習の場の提供

良好な景観の形成への理解を深めるため、講習会やシンポジウム等の開催など、景観まちづくりについて学ぶ機会や場を提供します。

また、本市の景観に対する誇りや愛着は、少年期に形成されることから、子どもたちを対象に、景観まちづくりに関する教育の実施を検討します。

- ・講演会やワークショップ、出前講座等の開催
- ・景観まちづくり教育の実施
- ・矢板検定の実施 等

③優れた景観まちづくりに対する表彰制度

良好な景観は、地域の人々の努力によって保全・育成・創出されます。景観まちづくりへの意識を高めていくためには、景観形成に関わる活動や取組を広く知らせるとともに、評価していくことが大切です。このため、景観形成に寄与する活動や取組などを表彰する制度の創設を検討します。

また、本市の豊かな自然や歴史・文化、暮らしなどの、守りたい景観や残していきたい景観の選定を検討します。

- ・景観まちづくりに協力した市民・団体・事業者などの表彰
- ・景観写真コンクールなどの実施
- ・矢板八十八景などの景観スポットの選定 等

(2) 自発的な景観まちづくりの促進

①補助事業の活用

緑の街並みづくり促進事業や矢板創生推進交付金等の制度を活用し、自発的な景観まちづくりを促進します。

また、市民や事業者による景観まちづくりに対し、専門アドバイザーの派遣など各種支援を検討します。

②人材の育成

まちづくりは人づくりと言われるように、市民の自発的な景観まちづくりを促進するためには、ふるさとへの誇りや愛着を持った、まちづくりに熱意をもった人材が必要不可欠です。

このため、次代を担う若い世代をはじめ、地域リーダーや地域の魅力を伝えるコンシェルジュなど人材の育成に努めます。

③景観まちづくり団体の認定・支援

景観資源の保全・育成や維持管理など、良好な景観の形成に寄与することを目的として組織された団体を景観まちづくり団体として認定します。

景観まちづくり団体に対しては、景観形成に関するワークショップや講演会等を開催し、学習機会や情報の継続的提供などによる技術的支援を行うとともに、活動費用の助成を検討します。

(3) 景観に関わる体制や仕組の構築

①景観計画及び景観条例の効果的な運用

景観計画に掲げる景観まちづくりの将来像や基本目標等の景観施策を総合的に推進していくためには、あわせて制定を行う「矢板市景観条例」の適切な運用とともに、必要に応じた適切な見直しを行います。

矢板市景観条例では、景観法に基づく手続きのほか、事前協議や行為の完了等の届出、公表、変更命令等の市独自の取組を定めます。

また、関連する条例等と連携を図り、効果的な運用を図ります。

②景観審議会の設置

景観計画に基づき、良好な景観の形成に関する重要な事項を広く審議するため、景観に係わる学識経験者や公募市民等で構成される「矢板市景観審議会」を設置します。

[景観審議会の主な審議事項]

- ・景観計画の見直し、景観まちづくりの推進（施策推進）にあたっての重要事項
 - ・景観法（届出制度）に基づく勧告や変更命令等に関する事項
 - ・景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定に関する事項
 - ・景観形成重点区域の指定に関する事項
 - ・景観まちづくり団体の登録・認定に関する事項
 - ・景観まちづくりに対する表彰に関する事項
 - ・景観計画に掲げる施策の進捗状況の検証
- 等

③地区計画等の他法令制度の運用

景観計画のほか、都市計画法に基づく地区計画、文化財保護法による指定・選定制、自然公園法による国立公園などの景観形成に関わる既存の制度を有効に活用していきます。

④屋外広告物条例の検討

本市における屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為については、栃木県屋外広告物条例に基づき、規制・誘導されており、当面は栃木県屋外広告物条例の周知と適切な運用に努めます。

また、現状の屋外広告物の状況（違反広告の分布状況、路線別広告物の設置状況等）を調査し、景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標の実現に向けて必要な規制を検討するための基礎資料をとりまとめ、本市独自の屋外広告物条例を検討します。

⑤各種ガイドラインの作成

矢板市景観計画で定めた景観形成の基本目標や景観構造別の景観形成方針は、市民や事業者が行う建築行為等のほか、国・県・市が行う道路や公園などの公共施設の整備も含めた景観形成に関わる全ての行為に対する基本的な配慮事項をまとめたものです。これを補完してより良い景観形成を目指すため、位置や規模、形態、色彩等を検討する際の指針となる、わかりやすいガイドラインを作成し、継続的に景観まちづくりを推進します。

⑥景観形成重点区域の指定

景観形成重点区域の指定の方針に基づき、景観まちづくりを積極的に推進する地区は、地域住民や事業者等と十分に協議を重ね、地域の景観まちづくりの将来像や景観形成方針、景観形成基準等を共有したうえで、景観形成重点区域を指定します。

⑦庁内における連絡調整体制の構築

景観行政は幅広い分野にわたることから、庁内組織の連携が重要になります。特に公共施設の整備事業にあたっては、市民・事業者のモデルとなるよう景観形成に対する認識を持つことが必要不可欠であるため、庁内に連絡調整を図る仕組みや体制を構築します。

(4) 他計画との連携及び整合

本市では「観光振興アクションプラン」や「環境基本計画」など既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中には本市の景観まちづくりに関わる事項も示されています。これらの計画を実施する際には、本計画の景観まちづくりの将来像や景観形成の基本目標等との整合を図りながら、庁内はもとより、市民・事業者と協働・連携しながら景観まちづくりを推進していきます。

(5) 計画の見直し

景観計画は、本市の良好な景観の形成に関する総合的な考え方や方針を示すことで、まちづくりの質を高めるものです。時代に合う、より良い計画とするため、随時検証・見直しを行います。

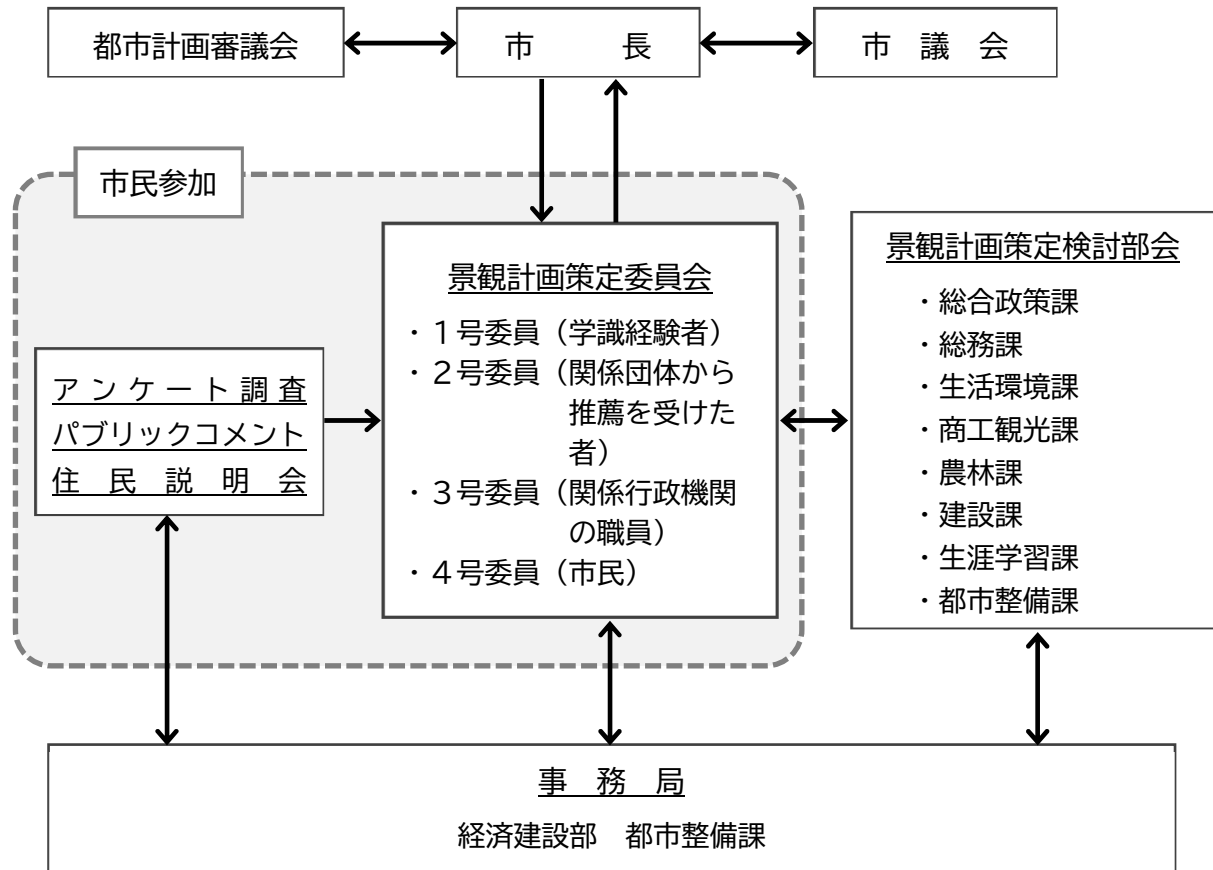
参考資料

1. 矢板市景観計画策定体制
2. 矢板市景観計画策定の経緯
3. アンケート調査結果概要
4. 用語解説

参考資料

1. 矢板市景観計画策定体制

(1) 矢板市景観計画策定体制



第3回矢板市景観計画策定委員会



第4回矢板市景観計画策定委員会

(2) 矢板市景観計画策定委員会 委員名簿

氏名	区分	役職等	備考
三橋伸夫	学識経験者	宇都宮大学名誉教授	1号委員 委員長
吹上秀男	関係団体の職員	泉地区区長会	2号委員
君島道夫 (第2回～第4回)	関係団体の職員	矢板市農業委員会	2号委員
佐藤喜久男 (第1回)			
東泉清壽	関係団体の職員	矢板市商工会	2号委員
高柳真知子	関係団体の職員	矢板市観光協会	2号委員
白石哲夫	関係団体の職員	矢板市文化財愛護協会	2号委員 副委員長
笹沼政行 (第3回～第4回)	関係行政機関の職員	栃木県県土整備部都市計画課長	3号委員
吉川浩 (第1回～第2回)			
阿久津政巳 (第3回～第4回)	関係行政機関の職員	矢板土木事務所長	3号委員
星野晃秀 (第1回～第2回)			
穂野勲 (第3回～第4回)	関係行政機関の職員	栃木県矢板森林管理事務所長	3号委員
松本勇 (第1回～第2回)			
天谷正行	関係行政機関の職員	塩谷南那須農業振興事務所長	3号委員
善林昭	公募		4号委員
富川素子	公募		4号委員

2. 矢板市景観計画策定の経緯

開催時期		開催項目	主な議事内容
2020年度 (令和2年度)	7月～8月	市民アンケート調査	
2021年度 (令和3年度)	11月15日	第1回 景観計画策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> • 景観計画の概要 • 景観計画基礎調査
	12月15日	第1回 景観計画策定委員会	
	3月9日	第2回 景観計画策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> • 景観特性と課題の整理 • 景観計画の区域 • 景観形成の方針 • 良好な景観形成のための行為の制限
	3月29日	第2回 景観計画策定委員会	
2022年度 (令和4年度)	5月6日	第3回 景観計画策定検討部会	<ul style="list-style-type: none"> • 良好な景観形成に関する事項 • 景観まちづくりの推進方策
	5月31日	第3回 景観計画策定委員会	
	6月30日	第19回 矢板市都市計画審議会（諮問）	<ul style="list-style-type: none"> • 景観計画（素案）
	7月22日 ～ 8月22日	パブリックコメント	
	8月9日	住民説明会	
	8月12日	第4回 景観計画策定検討部会	
	8月26日	第4回 景観計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 景観計画全編最終審議
	10月26日	第20回 矢板市都市計画審議会（報告）	<ul style="list-style-type: none"> • 景観計画
	11月10日	市議会〔全員協議会〕（報告）	
	1月13日	栃木県景観審議会（諮問）	

3. アンケート調査結果概要

(1) 基本事項

実施方法	郵送による配布・回収
サンプル数	2,000票
対象地域	矢板市全域
対象者	18歳以上：男女
対象者抽出	無作為抽出
実施時期	令和2年7月～8月

(2) 回収数

回収数(回収率)	698票(34.9%)
誤差(*)	3.71% *3～5%以内のため精度は確保される

*誤差：回収数(サンプル数)と精度(誤差)との関係式より算出

統計学的には、精度(誤差)は3～5%以内が良いとされている。

サンプル数 = (有意水準² × P(1 - P)) ÷ 目標誤差%²

有意水準：統計学の「正規分布表」から有意水準5%の定数(=1.96)

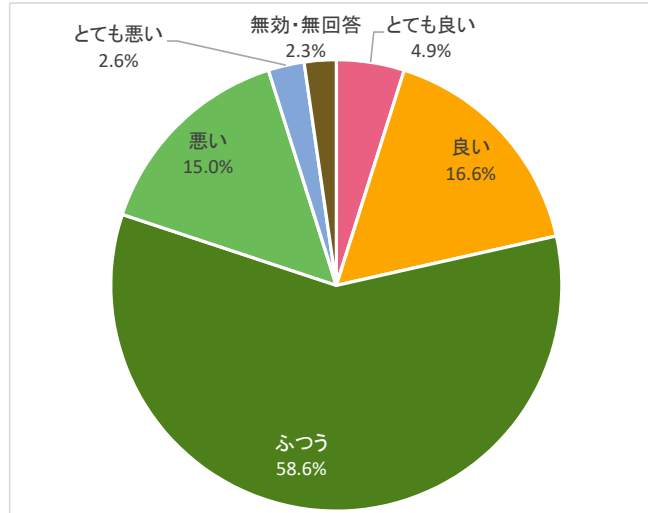
P：誤差が一番大きくなるのは50%のときなので0.5

- ・なお、調査結果の集計において、構成比は小数点第2位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある。また、複数回答の場合は、指定選択数すべてを対象とするため合計が100%を超える場合がある。

(3) アンケート調査結果

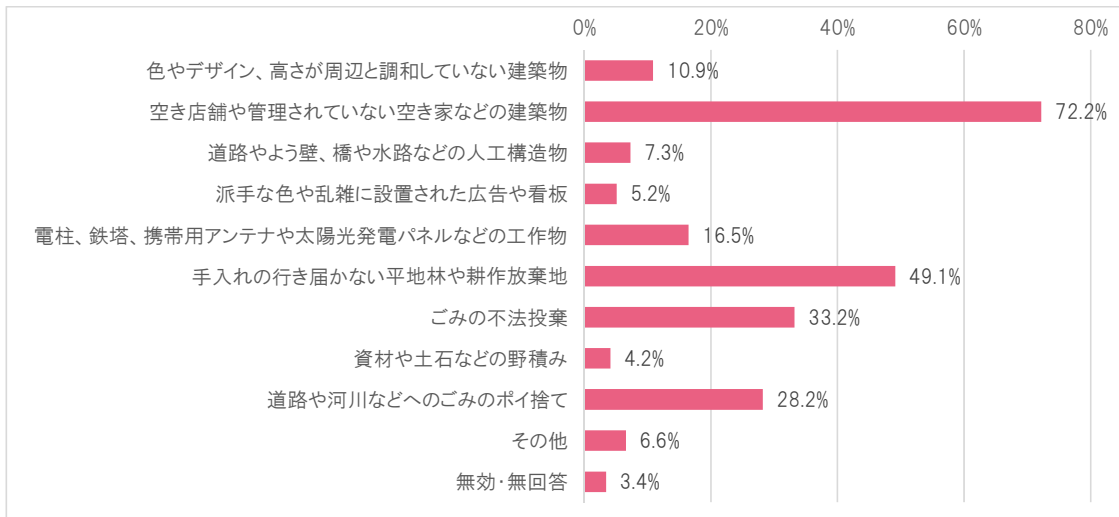
○ 現在の矢板市の景観についてどう思いますか。(1つ)

「ふつう」の割合が最も高く約6割を占めていることから、市民の多くは本市の景観に対して満足も不満も感じていない、あるいは関心がないと考えられます。



○ 景観を損ねている要因は何だと思えますか。(3つまで)

「空き店舗や管理されていない空き家などの建築物」が72.2%と最も多く、次いで「手入れの行き届かない平地林や耕作放棄地」が49.1%、「ごみの不法投棄」が33.2%、「道路や河川などへのごみのポイ捨て」が26.2%となっています。



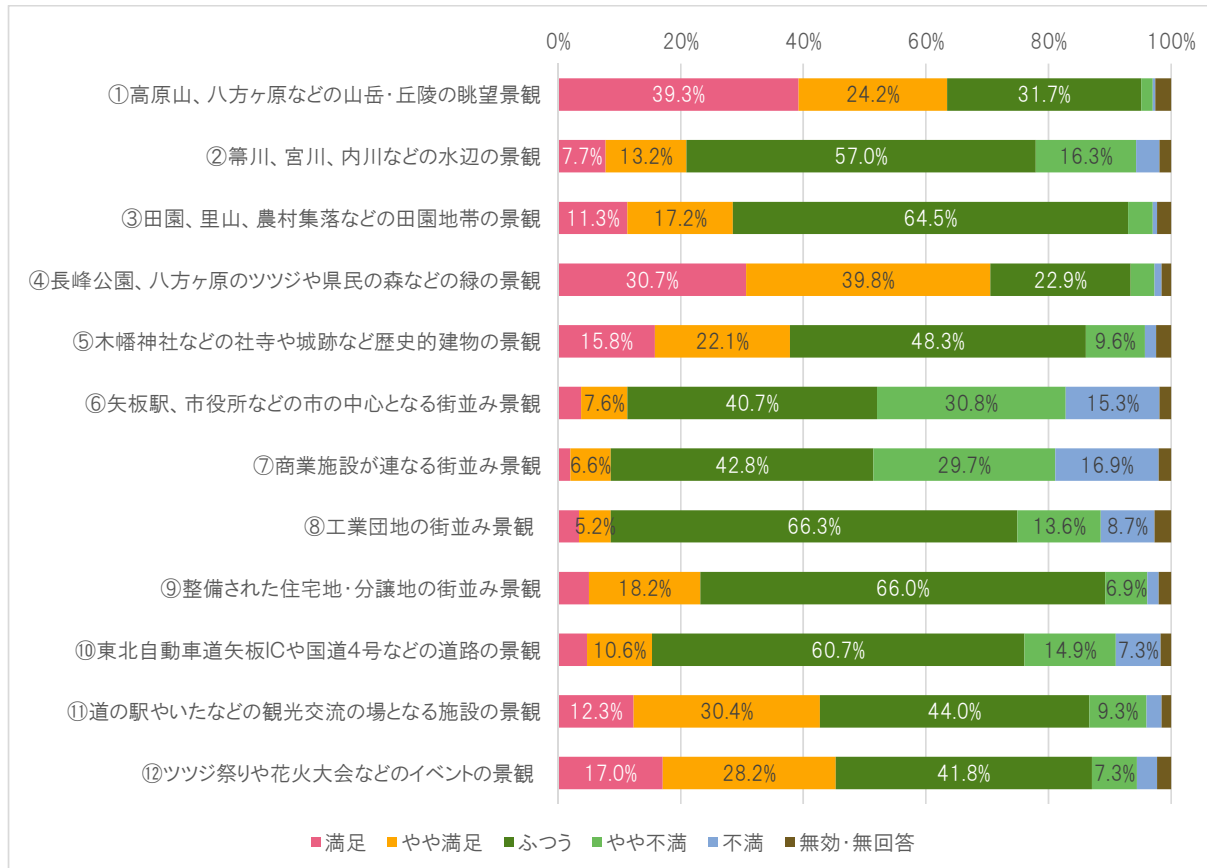
その他の意見	回答数
駅周辺の街並み、雰囲気	7
空き家・空き店舗・古い建物	7
道路や公園の雑草	6
シャープ跡地	3
街灯が少ない、暗い	2
斜面の壊れ、倒木などの放置	1
高原山などとてもきれいなのに生かせていない	1
電線が邪魔	1

○ 下の表の①～⑫の矢板市内の景観について、「満足度（*今の景観にどれだけ満足しているか）」と「重要度（*これから重要になる景観か）」を教えてください。（「満足度」「重要度」ごとにそれぞれ1つ）

《満足度》

「①高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観」や「④長峰公園、八方ヶ原のツツジや県民の森などの緑の景観」といった自然の景観に対する満足度が高くなっています。

一方、「⑥矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観」、「⑦商業施設が連なる街並み景観」といった市街地の景観に対する満足度が低くなっています。

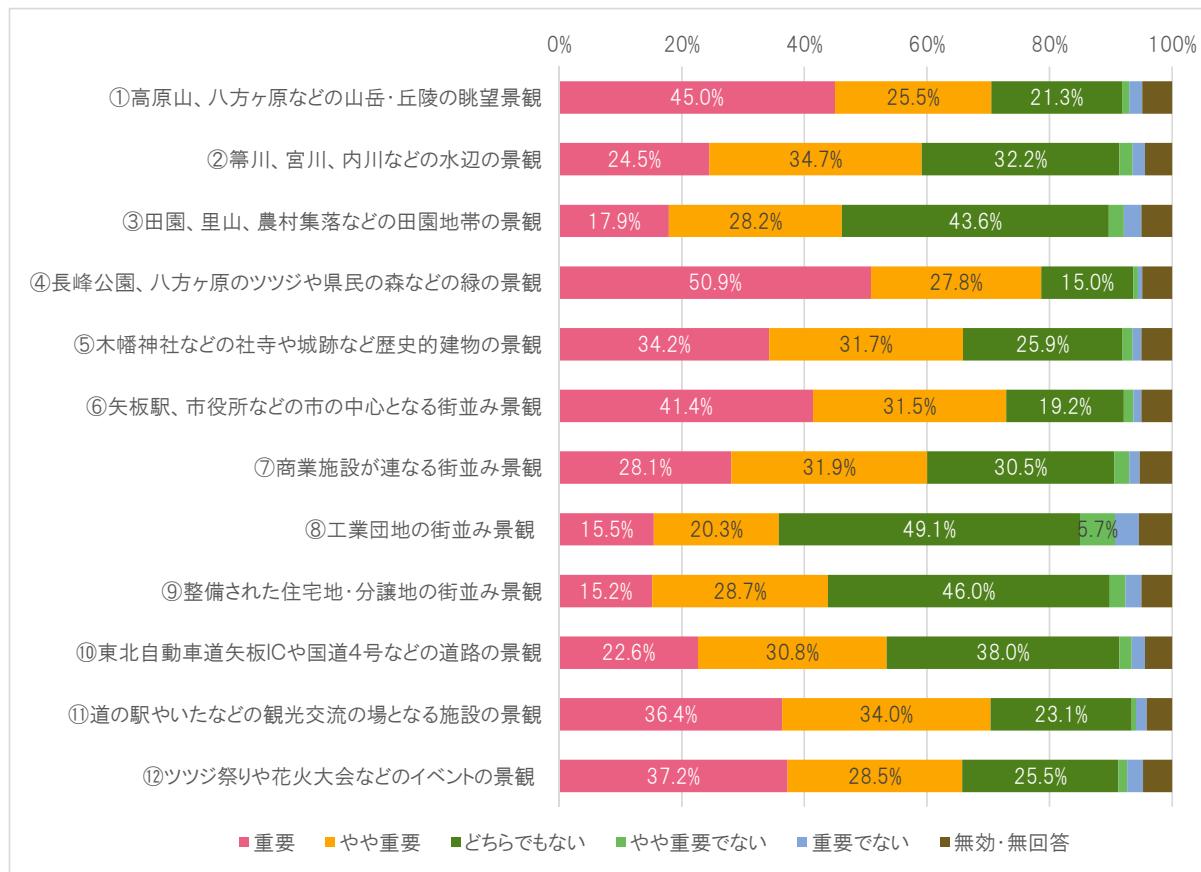


N=698	満足	やや満足	ふつう	やや不満	不満	無効・無回答	合計
①高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観	274	169	221	13	3	18	698
②箒川、宮川、内川などの水辺の景観	54	92	398	114	27	13	698
③田園、里山、農村集落などの田園地帯の景観	79	120	450	28	5	16	698
④長峰公園、八方ヶ原のツツジや県民の森などの緑の景観	214	278	160	27	8	11	698
⑤木幡神社などの社寺や城跡など歴史的建物の景観	110	154	337	67	13	17	698
⑥矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観	26	53	284	215	107	13	698
⑦商業施設が連なる街並み景観	14	46	299	207	118	14	698
⑧工業団地の街並み景観	24	36	463	95	61	19	698
⑨整備された住宅地・分譲地の街並み景観	35	127	461	48	13	14	698
⑩東北自動車道矢板ICや国道4号などの道路の景観	33	74	424	104	51	12	698
⑪道の駅やいたなどの観光交流の場となる施設の景観	86	212	307	65	17	11	698
⑫ツツジ祭りや花火大会などのイベントの景観	119	197	292	51	23	16	698

《重要度》

「①高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観」や「④長峰公園、八方ヶ原のツツジや県民の森などの緑の景観」の自然景観の維持は重要と位置付けられています。

次いで、「⑥矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観」、「⑪道の駅やいたなどの観光交流の場となる施設の景観」となっています。



N=698	重要度						合計
	重要	やや重要	どちらでもない	やや重要でない	重要でない	無効・無回答	
①高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観	314	178	149	8	15	34	698
②箒川、宮川、内川などの水辺の景観	171	242	225	15	14	31	698
③田園、里山、農村集落などの田園地帯の景観	125	197	304	17	20	35	698
④長峰公園、八方ヶ原のツツジや県民の森などの緑の景観	355	194	105	5	5	34	698
⑤木幡神社などの社寺や城跡など歴史的建物の景観	239	221	181	12	10	35	698
⑥矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観	289	220	134	11	9	35	698
⑦商業施設が連なる街並み景観	196	223	213	17	12	37	698
⑧工業団地の街並み景観	108	142	343	40	27	38	698
⑨整備された住宅地・分譲地の街並み景観	106	200	321	18	18	35	698
⑩東北自動車道矢板ICや国道4号などの道路の景観	158	215	265	14	15	31	698
⑪道の駅やいたなどの観光交流の場となる施設の景観	254	237	161	5	12	29	698
⑫ツツジ祭りや花火大会などのイベントの景観	260	199	178	10	18	33	698

《ポートフォリオ分析》

■ 満足度と重要度の算出方法

現状への満足度と将来の重要度について、それぞれを点数化して項目ごとの回答の平均点を算出し分析を行います。

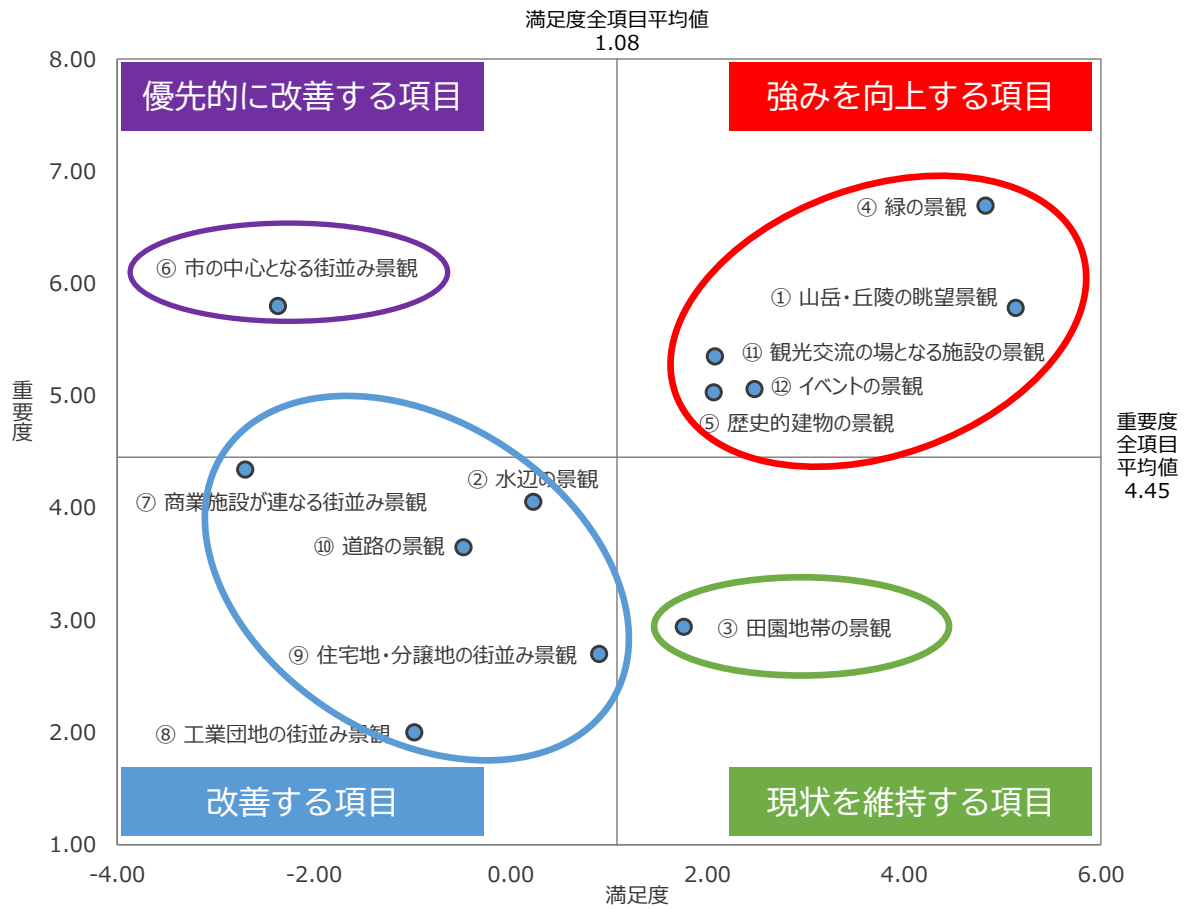
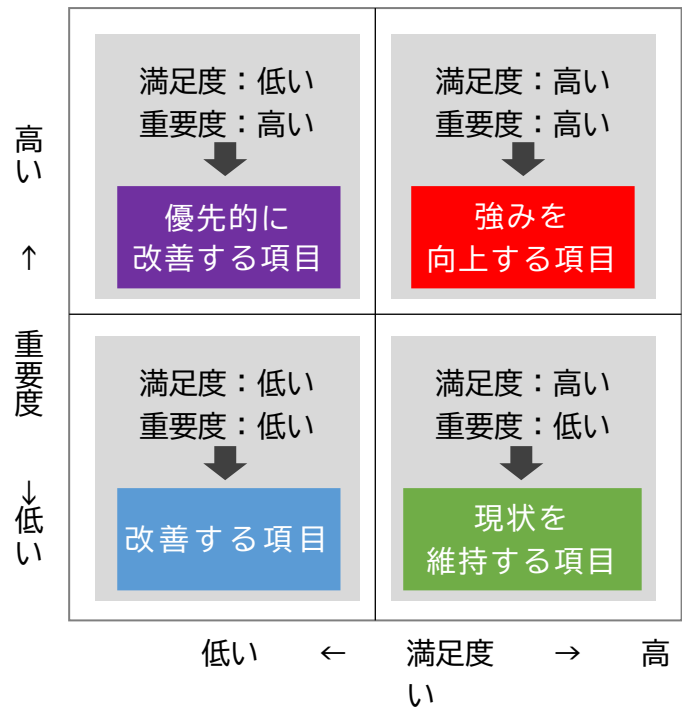
満足度	<ul style="list-style-type: none"> ・「満足：10点」「やや満足：5点」「ふつう：0点」「やや不満：-5点」「不満：-10点」とする。 ・満足度の平均点 = [(満足の回答数×10点) + (やや満足の回答数×5点) + (ふつうの回答数×0点) + (やや不満の回答数×-5点) + (不満の回答数×-10点)] ÷ (回答数の合計) <p>〈算出例：① 高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観〉</p> $5.13 = \{274 \times 10 + 169 \times 5 + 221 \times 0 + 13 \times (-5) + 3 \times (-10)\} \div 680$
-----	--

重要度	<ul style="list-style-type: none"> ・「重要：10点」「やや重要：5点」「どちらでもない：0点」「やや重要でない：-5点」「重要でない：-10点」とする。 ・期待度の平均点 = [(重要の回答数×10点) + (やや重要の回答数×5点) + (どちらでもないの回答数×0点) + (やや重要でないの回答数×-5点) + (重要でないの回答数×-10点)] ÷ (回答数の合計) <p>〈算出例：① 高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観〉</p> $5.78 = \{314 \times 10 + 178 \times 5 + 149 \times 0 + 8 \times (-5) + 15 \times (-10)\} \div 664$
-----	--

【矢板市全体の点数化結果】

	満足度 点数	重要度 点数
①高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観	5.13	5.78
②箒川、宮川、内川などの水辺の景観	0.23	4.06
③田園、里山、農村集落などの田園地帯の景観	1.76	2.94
④長峰公園、八方ヶ原のツツジや県民の森などの緑の景観	4.83	6.69
⑤木幡神社などの社寺や城跡など歴史的建物の景観	2.06	5.03
⑥矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観	-2.36	5.80
⑦商業施設が連なる街並み景観	-2.70	4.34
⑧工業団地の街並み景観	-0.98	2.00
⑨整備された住宅地・分譲地の街並み景観	0.90	2.70
⑩東北自動車道矢板 IC や国道 4 号などの道路の景観	-0.48	3.65
⑪道の駅やいたなどの観光交流の場となる施設の景観	2.07	5.35
⑫ツツジ祭りや花火大会などのイベントの景観文化芸術施設	2.48	5.06
全項目平均	1.08	4.45

■ 満足度と重要度の分析図



強みを向上する項目

- ① 高原山、八方ヶ原などの山岳・丘陵の眺望景観
- ④ 長峰公園、八方ヶ原のツツジや県民の森などの緑の景観
- ⑤ 木幡神社や塩竈神社などの社寺や城跡など歴史的建物の景観
- ⑪ 道の駅やいたなどの観光交流の場となる施設の景観
- ⑫ ツツジ祭りや花火大会などのイベントの景観

優先的に改善する項目

- ⑥ 矢板駅、市役所などの市の中心となる街並み景観

現状を維持する項目

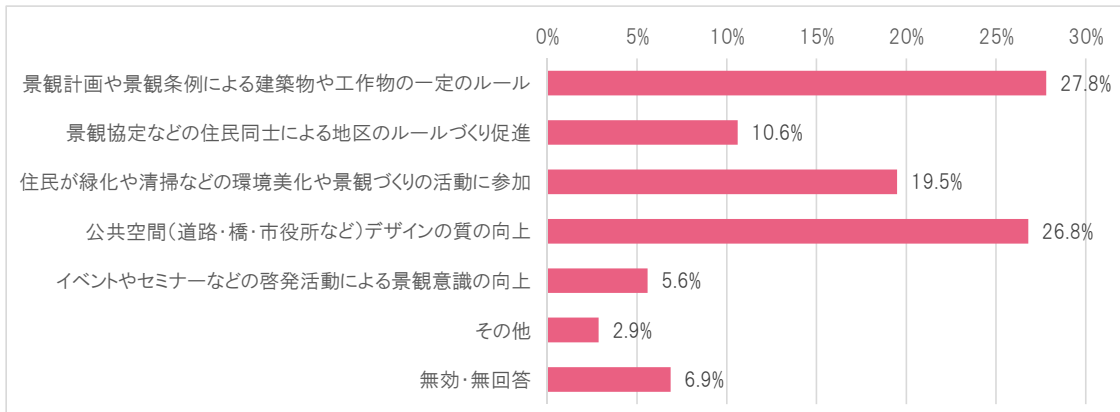
- ③ 田園、里山、農村集落などの田園地帯の景観

改善する項目

- ② 箒川、宮川、内川などの水辺の景観
- ⑦ 商業施設が連なる街並み景観
- ⑧ 工業団地の街並み景観
- ⑨ 整備された住宅地・分譲地の街並み景観
- ⑩ 東北自動車道矢板 IC や国道 4 号などの道路の景観

○ 今後、良好な景観づくりを進めていくために重要と考える取組は何ですか。(1つ)

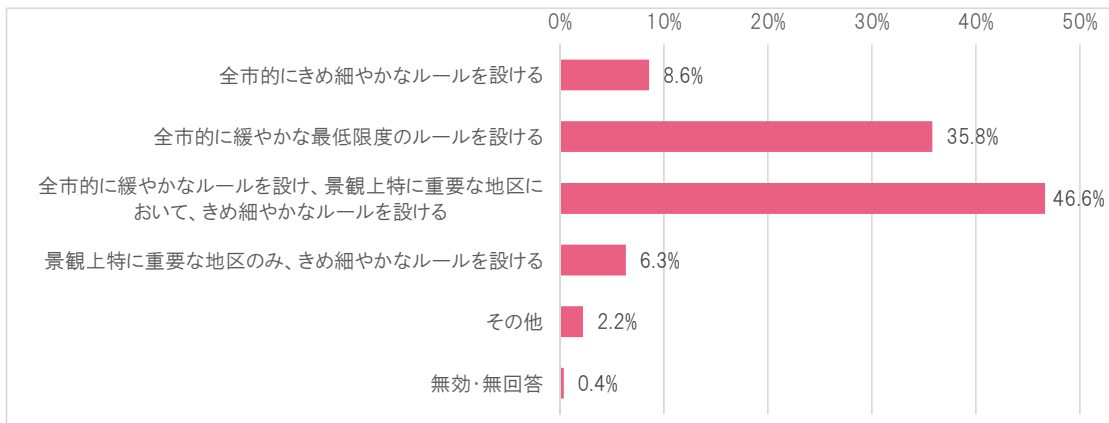
「景観計画や景観条例による建築物や工作物の一定のルール」が27.8%と最も高く、景観をコントロールするルールの必要性を持っているといえます。次いで「公共空間(道路・橋・市役所など)デザインの質の向上」が26.8%と多くなっていることから、景観のベースとなる道路や核となる市役所等の公共施設のデザインの向上が求められています。



その他の意見	回答数
景観づくりよりもやるべきことがある	4
空き家対策	2
住民任せにしない	1
商業施設を増やす	1
ゴミのポイ捨ての罰金(シンガポールのような)	1

○ あなたは、良好な景観づくりを進めていくために、どのようなルールを設けることが必要だと思いますか。(1つ) *前問で「1」又は「2」と回答した方

「全市的に緩やかなルールを設け、景観上特に重要な地区において、きめ細やかなルールを設ける」が46.6%と最も多く、次いで「全市的に緩やかな最低限度のルールを設ける」が35.8%となっています。

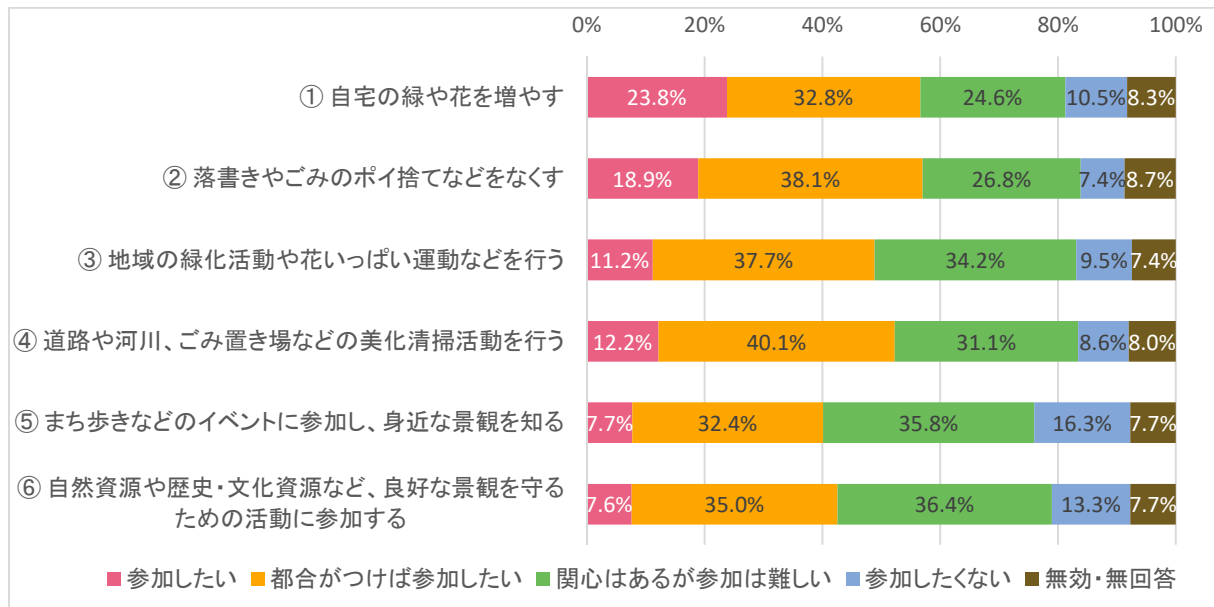


その他の意見
市がこの補助と表彰→基準を決めた上で、ルール化するのではなく、それを満たすように誘導する
全ての建造物の景観が悪い(ルール以前の問題)
必要経費の裏づけが必要
放棄地、建物の強い管理が必要

○ 下の表の①～⑥の景観づくり活動への参加についてどう考えますか。(①～⑥の項目ごとにそれぞれ1つ)

「①自宅の緑や花を増やす」や「②落書きやごみのポイ捨てなどをなくす」などの個人の活動として参加できる項目が高くなっています。

「⑤まち歩きなどのイベントに参加し身近な景観を守る」や「⑥自然資源や歴史・文化資源など良好な景観を守るための活動に参加する」など、参加を伴う活動への意欲が低くなっています。



《景観形成に関する自由意見のまとめ》

景観形成に関する自由意見を景観分類で大きくまとめると自然景観、歴史・文化景観、都市景観に分類され、自然景観及び歴史・文化景観に関しては保全・活用を基本に、都市景観に関しては管理や整備が求められています。

個別で見ると「空き家・空き地の管理・活用」に関する意見が最も多く、次いで「豊かな自然環境の保全・活用」、「矢板駅西口周辺の街並み景観整備」となっています。

景観分類	意見概要	回答数
自然景観	豊かな自然環境の保全・活用	10
	農地の保全	1
	耕作放棄地の管理・活用	1
歴史・文化景観	歴史・文化の保全・活用	3
都市景観	空き家・空き地の適切な管理・活用	11
	矢板駅西口周辺の街並み景観整備	5
	矢板駅の改修	3
	道路や公園等の公共施設の適切な管理	3
	主要施設への適切な案内誘導	1

4. 用語解説

あ 行

意匠

建築物などの形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫、デザインのことです。

一里塚

旅人の目印として主要な街道（道路）の両側に 1 里（約 3.927 km）毎に設置した塚（土盛り）のことです。

屋外広告物

屋外広告物法第 2 条に基づくもので、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建築物等に掲出されているもの等のことです。表示内容が営利を目的としないもの（行事や催事等の案内など）も含まれます。

屋外広告物条例

都道府県及び景観行政団体である市町村は、屋外広告物の制限や基準について、条例で定めることができます。この場合、景観計画の内容に即して定めなければなりません。

本市では、栃木県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出等について規制を行っています。

か 行

開発行為

都市計画法第 4 条第 12 項に規定される、主として建築物の建築や特定工作物の建設のために行う土地の「区画形質の変更」のことです。

街区公園

主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置されるものです。

緩衝帯

自動車の通行や工場の操業などにより発生する騒音、振動、排出ガスなどによる公害の影響を緩和し、後背地の環境を保全するために、道路や工場等の施設に沿って配置された緑地や工作物などのことです。

景観行政団体

景観法第 7 条第 1 項の規定に基づき、地域の特性に応じた景観計画の策定、景観計画に基づく行為の制限、景観づくりに関する取組みの実施など、様々な施策を行うことができる地方公共団体のことです。

本市は、栃木県知事との協議により令和 2 年 4 月 1 日から景観行政団体になっています。

景観形成重点区域

景観計画区域において、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき区域を景観計画に位置づけ、指定するものです。

景観形成重点区域では、その区域の特性を活かした景観形成を進めるために、区域独自の景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。

景観重要建造物

景観法第 19 条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のことです。

景観重要公共施設

景観法第 8 条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたものです。

景観重要樹木

景観法第 29 条に規定されたもので、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のことです。

景観条例

景観計画に取り組むために必要な事項を定める条例です。地方公共団体ごとに、届出対象行為などの景観法に基づく事項のほか、事前協議や景観審議会の設置など独自の事項を定めています。

景観整備機構

景観法 92 条に規定されたもので、民間の自発的な景観の保全・整備活動を行う NPO 法人や公益法人等の団体で、景観行政団体の長が指定した組織のことです。

景観法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律です。景観法は、基本理念等を定めた基本法的な部分、景観計画の策定、行為の制限等の良好な景観形成のための具体的な規制や支援を規定する部分で構成されています。

形態

建築物などを外から見た形（アウトライン）のことです。

公共サイン

不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置します。

コンシェルジュ

ホテルでの宿泊客への切符や旅行の手配などの要望・案内の対応、劇場での総合相談・案内の対応などの役割を担うスタッフのことです。転じて、特定の分野や地域情報などを紹介・案内する人として使われ、本計画では、景観まちづくりを促進する総合的な世話人という意味です。

さ 行

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことです。その大きな特徴は、「枯渇しない」「どこにでも存在する」「CO₂を排出しない（増加させない）」の3点です。

彩度

色のおざやかさを数値で示したものです。数値が低いほうが落ち着いたやわらかい色になります。

色彩

彩り（いろどり）や色合いといった色の配置具合、取り合わせのことです。

色相

色味を表したものです。赤R・黄赤RY・黄Y・黄緑GY・緑G・青緑BG・青B・青紫PB・紫P・赤紫RPの10種類の基本色があります。

自然公園

すぐれた自然の風景地に、その保護と利用を図るため区域を画して設けられる公園をいい、国が指定する国立公園、国定公園のほか、県が指定する県立自然公園の3種類があります。

自然環境保全地域

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件から見て、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、「自然環境保全法」又は「県自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき指定した地域のことです。

視対象

景観を構成する様々な要素のうち、視点場から人々が目を向ける対象となるものです。一般的に、地域が本来持っている特色を醸し出し、景観の中心となり得る要素を言います。

視点場

視点が位置する場所のことです。視点は景観を見る人間自体であり、視点場は視点である人間が位置する場所を指します。

修景

建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲の街並みに調和させることで、景観の改良・改善を図ることです。

樹勢

樹木の生長する勢いのことです。

心象風景

体験や感情、感覚によって心の中に思い描いたり、浮かんだり、刻み込まれている風景のことです。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置されるものです。

た 行

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に基づき、市町村が都市計画に定めることができます。住民の合意に基づいて、用途地域よりもきめ細かく、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画のことです。建築物の用途の制限、高さ制限、敷地面積の最低限度等を定めることができます。

本市では、矢板南産業団地や木幡地区、つつじが丘ニュータウン、片岡駅西地区の4地区で定めています。

特定届出対象行為

景観法第17条第1項に規定される、変更命令の対象となる届出対象行為です。景観行政団体が条例で対象行為を定めることで、景観計画に定められた建築物や工作物の形態意匠の制限に適合しない行為をしようとする者に対し、設計の変更などを命じることができます。

都市計画区域

土地利用の状況、人口、自然的条件、日常生活圏、交通の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断され、将来の都市活動の見通しを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域で、栃木県が指定します。

本市では、市域北部の一部を除いた区域が都市計画区域に指定されています。

都市計画マスタープラン

平成4年（1992年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2）のことです。行政施策に対して、主にハード面に着目し、都市づくりの将来像とその実現に向けて、長期的な視点に立ってまとめられたものです。

本市では、平成12年3月に策定し、令和5年に改訂を行っています。

都市公園

都市公園法に規定される、都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地のことです。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のことです。

な 行

長屋門

日本の門の伝統的な建築様式のひとつで、門の両側部分に使用人の住居・納屋・作業所などが設けられたものです。

日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーです。日本遺産は地域に点在する遺産を「面」として捉え、ストーリーによりパッケージ化して活用し、遺産や地域文化の保護のみならず、それを活用して地域活性化を図ることを目的としています。

のり面

切土や盛土により造られた人工的な傾斜地の斜面部分のことをです。

ま 行

マンセル表色系

その色がどんな色であるかを正確かつ客観的に表すために、JIS（日本産業規格）などに採用されている国際的な尺度です。マンセル表色系では、色相・明度・彩度の3つの属性の組み合わせによって色を表示することが出来ます。

明度

明度は色の明るさを数値で示したものです。数値が大きいほうが明るい色になります。

や 行

用途地域

用途地域は、都市計画法第8条に規定される土地利用誘導方策の一つで、目指すべき市街地像に応じて13種類に分類されています。

四脚門

日本の門の伝統的な建築様式のひとつで、門柱の前後に控柱を2本ずつ、左右合わせて4本立てたものです。

ら 行

ランドマーク

地域の目印や象徴的な景観要素となっている山や樹木、建築物や橋などの建造物のことです。その地域の顔であり、市民に親しまれ、また、来訪者の印象にも残るものです。

稜線

山の峰と峰を結んで続く線のことです。尾根とも言います。

緑地環境保全地域

市街地・集落地やその周辺地域の樹林地・草原丘陵等の区域及びこれと一体となって良好な緑地環境を形成している区域あるいは歴史的、文化的遺産と一体となって良好な緑地環境を形成している区域のうち、緑地環境を保全することが特に必要な地域として、「県自然環境の保全及び緑化に関する条例」に基づき指定した地域のことです。

わ 行

ワークショップ

講師の話に参加者が一方的に聞くのではなく、学び・創造、トレーニングや問題解決の場であり、参加者が実際に参加・体験する双方向性のグループ学習のことです。



矢板市 経済建設部 都市整備課

〒329-2192 栃木県矢板市本町 5 番 4 号

T E L : 0287-43-6213 (都市整備課直通)

F A X : 0287-43-9790

E-mail : toshiseibi@city.yaita.tochigi.jp

H P : <https://www.city.yaita.tochigi.jp>